

# 法隆寺薬師仏光背銘新論

頼らい  
衍えん  
宏こう

## 一 はじめに

法隆寺金堂に安置されている「銅造薬師如来坐像」が一九五二年三月二十九日、「国宝」<sup>1)</sup>に指定された。国宝の一部としての光背銘については、つとに「国史上最も著明であり最も貴重な金石文である」<sup>2)</sup>として注目されている。奈良国立文化財研究所飛鳥資料館(編)『飛鳥・白鳳の在銘金銅仏』<sup>3)</sup>の整理を見ると、大写しの写真とともに、光背銘のテキストに1から90までの番号が付けてある。LED照明が設置されて金網の外から眺め易くなったとはいえ、金堂内部は現在一般的に撮影禁止のため、銘文を論じる際にはこの奈文

研が整備したアルバムを基本的な一次資料として珍重すべきである。法隆より論文末への転載を許可いただいた。

本銘の文体については、近代から現代に至るまで諸説が複雑多岐にわたる諸説がある。まず、『日本文学史』の記述を中心に振り返ってみよう。

三上参次(他著)『日本文学史 上』<sup>4)</sup>によると、「法隆寺(略)薬師像の仏背の銘、釈迦仏銅像の銘等あれども、一つとして漢文体ならざるはなし」と説明されている。日本最初の文学史において、「漢文体」だという認定があるのである。正格か破格か、詳しく明言されなかったが、三上参次(他著)『刪定日本文学小史』<sup>5)</sup>に到って、次のような叙述が現れた。

我が国人の漢字を用ふることも、やゝ自由になりしかば、之をもつて国語を書きあらはさんと試みる者も、漸く出できたるに至れり。即ち推古天皇の十五年に作られたる、法隆寺金堂の薬師仏背後の文は、実に左のごときものなり。

そこに新たに訓点を入れて、より日本語色の強い漢文体にすると  
いう力点の移動があつた。

武島又次郎(述)『日本文学史』<sup>6</sup>は、「一見漢文風にはしるしたれども文字のつゞけざま、すべて国文脈にかよひわか国ぶりに読まするやうものしたるあとあれば、こは思ふに漢字を借りてわが国語をあらはしたるものならむ」としている。換言すれば、外見上は漢文ではあるが実質上は日本語だとする説もあるのである。ちなみに、白川静『漢字百話』<sup>7</sup>には「明らかに訓読されている漢文体の文である」、「漢字をつらねた文であるが、治の字の位置や、労・賜の訓など、構文も用字法もすべて国語である」という説明がある。「漢文体」の前提に「訓読」があるため、実質上日本語なのだというのは武島と同様といえる。

萩野由之『日本文学史』<sup>8</sup>を見ると、「和漢混交軀の文」の見出しのもとに、「漢文ともつかず、国文ともつかぬ、一種の混交軀の文を作りたりしなり」という定義とともに、本銘の全文が掲げられて

いる。

この点における戦後の文学史の矛盾は、有精堂編集部(編)『時代別日本文学史事典 上代編』に、次のように三箇所要約して記されている。

①林勉「文字と表記」<sup>9</sup>の指摘によると、「大御」<sup>10</sup>「賜」<sup>11</sup>「奉」<sup>12</sup>の敬語(接頭辞と補助動詞)とシンタクスを指標にしつつ武島の説を深化させたように見受けられる。

②小谷博泰「金石文・古文書・木簡」<sup>13</sup>は前掲林論文と同書に収録されている一章である。そして、「助字」「於・与・而・者」などを日本語の助詞「を・と・て・は」などに当て、漢文なら不要の所に使用など、いわゆる和化漢文の典型的な例となっている」という説明が施されている。敬語などをバロメーターにする点は林と一致している。ちなみに、毛利正守「文字による文学」<sup>14</sup>も「敬護」<sup>15</sup>「讓」<sup>16</sup>語の使用や語序の和習化が著しい」としつつ「和化漢文体となっている」としている。「和化漢文」説は二つの文学史に記されているため、時代の主流といえる。

③波戸岡旭「漢詩文と詩学・詩論」<sup>17</sup>は本銘を「名文と称すべき正格の漢文である」としている。

次に、金石文研究の第一人者の見解はどうだろうか。本銘につい

て、東野治之は「文章は宣命と同様の和文体」という認定を示している。戦後、優勢だった「和化漢文体」説より一歩進め、武島の『日本文学史』を深化させて純粹な「和文体」を見出しているのである。その背景には、本銘は純漢文で読み解こうとしたものの漢文ではないとする結果が得られた、と各分野から報告されていたことがあるのではないだろうか。築島裕『国語学要説』の「これはどう見ても純粹の漢文とは見られず、日本語として読まれることを予想しつつ、表記したものとしか考えられない」という説明が早期の一例といえる。小島憲之の「全体として日本語として訓まれることを予想して書いたものであり、中国人からみれば、異様な文体をもつ」とする観点も非純漢文路線を強固なものにしている。東野の「和文」説が唱えられるようになる前に、語学と文学研究の大家から漢文にあらずとする発言がなされており、しかるべき後ろ楯として支えているように見て取れる。

ここに至ると、本銘の文体は「和化漢文」説か、金石文研究の権威者の「和文」説か、はたまた別種の「漢文」説か、俄かに決し難いのが現状である。

## 二 非漢文体の疑問点

本銘の文体を議論する際に優先的に取り上げられるべきなのは、

管見によると春日政治『仮名發達史序説』<sup>19</sup>であろう。春日は本銘の「和化した点」を次のように指摘している。

一、措辞法の異なること。

二、助辞（助詞・助動詞・活用語尾）を以て実辞を連ねること。  
三、敬讓語の多いこと。

そのうえで、次のように圈点を付けている。

池邊大宮治天下天皇、大御身勞賜時、歲次丙午年、召於大王天皇與太子而、誓願賜、我大御病太平欲坐故、將造寺薬師像作仕奉。詔、然當時崩賜、造不堪者、小治田大宮治天下大王天皇及東宮聖王、大命受賜而、歲次丁卯年仕奉。

そして、春日政治は「上代文体の研究」<sup>20</sup>で以下のように極言している。

其の如何に漢文にない語序、国語風に助辞（漢文の助辞のみ、ではあるが）の多用、更に敬語法の目立つてゐるかを見るであらう。漢文の崩壊も此に到れば、国語風に読むに容易となるのである。

その和化三点説を受け止めて、さらに詳述したのは徳光久也『上代日本文章史』<sup>21</sup>である。その要点を次のように引用しておく。(園点原著者)

一、措辞法・語順が漢文流でなく国語流のところがかかなり目につく。我大御病(「大」欠字のまま)平欲坐故の欲字の位地は、我欲…とあるべきところであり、薬師像作仕奉詔の作、奉、詔の語の位置も国語流であつて、漢文流では詔奉作仕薬師像である。造不堪者も不堪造者であり、大命受賜而は受賜大命而、仕奉は奉仕となるべきである。これによつてみれば、漢文の様式ではあるが、語順は全く国語の様式によつているものである。

二、助辞…召於大王天皇與太子而…の於、與、而、造不堪者の者が目につくものであるが、これらも漢文流の助辞の用法を踏まえた国語風の応用で、ヲ、ト、テ、バの意味に用いようとしたのであろう。

三、敬讓語・用言としては、勞賜。誓願賜。大平欲坐故。作仕奉。崩賜。受賜。仕奉などであるが、賜、坐、仕奉などの敬語を、明白に表わしたことは、漢文意識を喪失したものとも見られるから、この限りにおいては、正しく国文の範疇内のものであると言えよう。(略)体言に関する敬語は、大御身。大御

病などが国語的表現を伝えている。

徳光の「漢文意識を喪失」とは、春日の「漢文の崩壊」を敷衍した結果だろう。他方、小島憲之「金石文の文学」<sup>22</sup>の「国語的な部分」(園点)の認識と比べると、かなり齟齬が生じている。

池辺大宮治天下天皇、大御身勞賜時、歳次丙午年、召於大王天皇与太子而、誓願賜、我大御病太平欲坐故、将造寺薬師像作仕奉詔、然当时崩賜、造不堪者、小治田大宮治天下大王天皇及東宮聖王大命受賜而、歳次丁卯年仕奉

即ち、「於」「与」「而」という助辞及び「仕奉」「造不堪者」には園点がなく、「漢文体」である、というわけである。

春日説を訂正するために、小島の部分的漢文説に注目すべきであろう。小島は「造不堪者」のごとき漢文体に、以上の国語体を交えている、いわゆる準漢文体(和漢混交体)<sup>23</sup>という捉え方を示した後、「国語式と漢文式とを混用する」と強調し、さらに「混合こそ上代の文体だ」と見定めている。いったいその純粋度はどの程度だろうか。結論を先取りすれば、「準漢文の体として最も古きものなり」という「準漢文体」説や、「造仏銘は時代を通じて、多少の破格を含みながらも漢文的な傾向が強い」という部分的漢文説などよ

りも、波戸岡旭の説に与くしたうで、正格漢文をもって本銘を捉えたい。当然ながら、春日以来の三大和化問題を克服せねばならない。その際に、中国の造像記、日本で書写された漢訳仏典や将来された漢籍なども視野に入れて、なるべく先行した文書を洗い出すことが喫緊の課題である。以下、非漢文の論調をつとめて排斥しながら、用例を拾って純漢文である位相を証明してみよう。

### 三 純漢文体で捉え直す

#### (1) 大御

「大御」を非漢文とする説は、広く唱えられている。戦前の場合、東伏見邦英は「大御身」「大御病」「大命」の様な敬語のついた名詞も玉体・聖体不豫・聖詔といふ様な漢文風の云ひ現はし方に対して明らかである様に日本的」としつつ、「薬師の銘文の極めて明瞭な和文意識」を見出している。戦後の場合、山口佳紀「日本語の文体——日本語文体史に関する五条」は「大御身」(圈点原著者)について、「純粹の漢文にはないもので、日本語としての表現である」と認定している。毛利正守も「みずからの言葉の中で、みずからの病気に「大御」と付けています。これは自敬表現、みずからを敬って記す表現であり、このようなものも中国にはありません」と強調している。

そうした伝統のある語性判定に一石を投じたのは、大飼隆(31)の主張である。即ち、「大」とか「御」とかいう敬語は中国語にもありません。ですから、これは日本語で読める、訓読していたという強力な証拠にはなりません」と警鐘を鳴らしている。合理的な懷疑ではあるが、論拠が必ずしも示され得たとは限らない。「大御」の用例を示す際に、商代の青銅器に刻された三字「大御獸」がまず想起される。「大御」十一字名詞という構成は本銘のそれと同様である。また、北周・庾信「周大將軍司馬裔神道碑」の場合、「乃徵爲大御伯、尋轉大御正」(乃ち徵して大御伯と爲し、尋いで大御正に転じ)とある。大御伯は「御伯中大夫」の「別称」だが、六世紀の天子の側近に「大御〇」が複数いたことが分かる。ちなみに、『庾信集』は『日本国見在書目録(35)』に載録されている。

やがて、この語構成は天子その人に関する名詞にも冠するようになるのではないだろうか。六四九年に崩去した唐太宗に関する文献を見てみよう。

① 大行御馬輿、從官侍御如常。(36) (大行、馬輿を御して、從官侍御すること常の如し)

② 大御與從侍卿如常(37) (大御与・從侍卿、常の如し)

①の「輿」が②の「與」となっているが、「輿、一作與」という

異本関係を勘案すると、両者は相通じるからであり、唐の正史における「輿」がより画数の少ない宋の類書における「輿」へと書き換えられたことが分かる。

①の「大行御馬輿」についていえば新田両唐書にも現れているが、元来の意味は「皇帝が乗っている馬車<sup>39)</sup>」と確かめられる。この名詞句は『太平御覧』(九八三年成立)に収録される際に、<sup>40)</sup>「大行御馬輿從官侍御如常」のような組文字化される形になったが、より重要なのは「大御輿」という三字に圧縮されている省略形である。「唐、宋類書が古籍を引用する時ややすれば削除して簡潔にすることあり<sup>41)</sup>」という指摘を参照すると、五字語が三字語へと濃縮するのも類書界の流儀の一つといえる。少ない画数の漢字への置き換えとあいまって、繁を簡に改造する『太平御覧』の方針が浮上する。この場合、「称辞<sup>42)</sup>」の「大」と接頭語の「御」は、「輿」(輿)にかかると「大御」と一字名詞からなる複合語の構成がひとまず認められるだろう。

唐の「大御輿」は逝去したばかりの皇帝に属する乗り物に即した表現である。それに対して、日本の「大御身」「大御病」は先帝の生前の体とその状態に関する描写である。同じ天子関連用語であり、しかも修飾関係も一致しているため、「大御身」「大御病」は日本語でしか読めない、という現代の有力な説に従えないのは明白である。類書が示した略語の方法さえ身に付けておけば、漢語のままで読み解こうとする場合、さほど理解に苦しむことはないはずである。

天子の自敬表現に関して補足すると、元文宗の詔の現代語訳の一節に「朕之大詔命<sup>43)</sup>」(朕の大詔命)とあり、清高宗の発話にも「嗣後凡遇朕御名之處。不必諱<sup>44)</sup>」(嗣後凡そ朕の御名の処に遇はば、必ずしも諱まず)がある。このように、皇帝自身の発言に限っていえば、所有したものに「大」または「御」という接頭語が使用されるのである。臣下の立場から皇帝の所有物を描写する場合、宋の楊万里「過広濟圩<sup>45)</sup>」詩に「箇是東皇大御園」(これは東皇の大御園)という一句がある。もう一つ挙げられるのは、十六世紀の明世宗が在位中、靈台公に旌額を下賜した記載——「我靈臺公得恩光兩大御書奉爲世澤其貴顯者如此<sup>46)</sup>」(我が靈台公、恩光を得て、兩大御書世澤として奉り、其の貴顯は此の如し)である。複数の用例があるため、やはり「大御」十一字名詞という漢語の造語法があつたと認めるべきである。

## (2) 勞賜

「勞」を主動詞、「賜」を補助動詞とするのは当代の有力説である。前者に関しては、「天皇が病気になることの婉曲表現であろう<sup>47)</sup>」という指摘がある。自動詞(つかれる、の意)と考えられているのである。後者に至っては、「本来、中国語では「目上の者から目下の者へ何かを与える」という意味でございます。ところが、ここでは「病気におなりになった」という敬語の補助動詞になっているわけで、日本語の用法です。こういうものも日本語として読んでいた、

あるいは少なくとも漢文にはない日本語の要素をかなり取り入れていた証拠となります<sup>(48)</sup>と解釈されている。

しかし、漢文脈におけるこの連語の意味を問い直さねばならないだろう。漢和辞典にも「**勞賜**」<sup>(49)</sup>「ねぎらい賜う」として収録されている二字熟語である。ちなみに、「**勞**」は破音字であるため、原音を二通り(160、160) 具えていて、この場合は去声である。

漢代の用例を見るに、「**勞賜用錢萬一千八百五十**」<sup>(50)</sup>という居延漢簡がある。そうした簡牘群については、「賞・賜・勞」というお金の使い方三種の性質としては基本的に近くて、功勞または苦勞があれば、賞賜があるものだ。特に「**勞賜**」という二字の連用は、よく問題を説明しているのだ<sup>(51)</sup>と正しく分析されている。

次いで、魏代の二例を見よう。曹植「**孟冬篇**」の最後の「**乱**」を見るに「**明詔大勞賜、大官供有無**」<sup>(52)</sup>(明詔大いに勞賜し、大官有無を供す)という描き方もある。それは「慰問、賞賜」と注釈される通りだが、「**大勞賜**」は「**大御身勞賜**」と語順まで共通している。一方、『**三国志**」<sup>(53)</sup>を見ると、明帝が卑弥呼に送った「**詔**」の一節に「**汝來使難升米、牛利涉遠、道路勤勞、今以難升米爲率善中郎將、牛利爲率善校尉、假銀印青綬、引見勞賜遣還**」(汝が來使難升米・牛利、遠きを涉り、道路勤勞す。今、難升米を以つて率善中郎將と爲し、牛利を率善校尉と爲し、銀印青綬を假し、引見勞賜し遣わし還す<sup>(54)</sup>)がある。水野祐『**評釈魏志倭人伝**」<sup>(55)</sup>に、「明帝が女王の使者が遠路謁見に

來たことを多とし、使者を親しく引き入れて謁見をし、ねぎらいを賜わった上で帰国をさせたというので、女王に使節の取扱いが格別鄭重であったことを知らしめる詔である」と指摘された通りである。いずれも勞賜者である魏帝と受勞賜者である臣下との間に授受関係が見て取れる。

さらに、元代の劉思敬伝を見るに、「**帝親勞賜酒**」<sup>(56)</sup>という一節がある。「**世祖親自慰勞、賞賜他酒**」(世祖自ら慰勞し、彼に酒を賞賜し)という現代中国語訳を参照すると、「**帝親ら酒を勞賜す**」と読み下すことができる。「**帝+親+勞賜**」の構文を参照しつつ「**天皇+大御身+勞賜**」を再び吟味する際に、「**親**」の「**古訓**」の一つ「**ミヅカラ**」<sup>(57)</sup>を考慮に入れると、当面の銘文は「**天皇+大御身勞賜す**」<sup>(58)</sup>という訓みを付けても差し支えあるまい。

中国の天子が「**勞賜**」を繰り返している状況のもと、卑弥呼自身はその冊封体制の貰い手として活躍していた。そのような歴史的古層があるため、いざ六く七世紀の用明帝にまでさかのぼって描写する場合、天子という主語のあとにこの由緒のある動詞を配置して一句を成り立たせるのは、漢文体の伝統からすれば極めて常套的な書き方といえる。

なお、「**召於**」<sup>(59)</sup>に関しては、「和臭の強い表現である」とする和臭説に対して、「純然たる漢文の形式」とする純漢文説がある。「**冲虚經曰唐召於舜禪以天下**」<sup>(60)</sup>(『**冲虚經**』曰く…「唐、舜を召して、天下を以

て禪す」という一節を重視すれば、そうした「帝十召於十臣」という句法は、本銘の「用明帝十召於十大王天皇与太子」と一致している。そのため、純漢文説に従うべきである。

### (3) 誓願賜我

室町時代の「誓願シ賜ハク」という訓み方を見ると、主動詞「誓願シ」と補助動詞の「賜フ」との構成で捉えられている。しかし、漢文体で読み解けば動詞のあとに「賜フ」を付けるのは矛盾となってしまう。これを解決するために、従来の句切り方をいったん白紙に戻す必要があるだろう。つまり、「誓願・賜我」という文型で把握してみたい。

筆者の提案を支える一環として、つとに小松英雄『日本語書記史原論』<sup>(62)</sup>の「正確に理解するためには、当時の漢字文に使用された『誓願』の使用例から帰納するほかはない」という提起があった。もし調査に着手する場合、優先的に留意すべきなのは、病気に罹った持統太上天皇のために転読を命ぜられた『金光明経』<sup>(63)</sup>（大宝二年十二月乙巳条）であろう。

もともと法隆寺金堂に安置された国宝「玉虫厨子」については、『5世紀に曇無讖(Dharmakṣi)の訳した『金光明経』の捨身品が、説話の内容も詳しく、図様の上からも典拠になったものと考えられる』<sup>(64)</sup>と指摘された通りである。いま、金堂の仏教工芸者にとって重

要な經典の一節「是時王子 摩訶薩埵 臨捨命時 作是誓願 願我舍利 於未來世 過算數劫 常爲衆生 而作佛事」を見よう。唐・道世（編）松岡了巖（校）『法苑珠林第十五』<sup>(65)</sup>にも引用されているため、その訓点を通じて「是の時、王子摩訶薩埵、命を捨つる時に臨みて、是の誓願を作るらく…願はくは我が舍利、未來世に於いて、算數の劫を過ぐるまで、常に衆生の爲に、仏事を作さん」という読み下しが確かめられる。留意したいのは、「誓願・願我」という文型がすでに用いられている点である。次いで、『金光明経』の「讚仏品」に「願賜我身 常得見佛」という用例がある。大正大藏経の訓点を参照すれば、「願はくは我身に常に仏を見得ることを賜へ」という読み下し文を作成することができる。重要なのは、「願賜我十動詞句」という文型も認められることである。

本銘の執筆者は、次のように構想したのではないだろうか。先帝は臣下のために「勞賜」の職務を執行したあと、自然の成り行きで仏から何らかの「賜物」をほしがっている。したがって、「誓願…我…我…」「願賜我」の常套文型を葉籠中の物として活かしつつ、先帝の願意——我が病に太平を賜ってほしくて、それを治してくれらるる仏像を建立したいものだ、という本音を描き出すのである。

それと関連して、本銘が非願文であると説がある。まず、藪田嘉一郎の「一片の縁起文に過ぎない」「願文を具備しない」という認定が発表されている。他方、津本了学は本銘における「我」か



ら「仕奉」までの十八字を抽出して、「薬師仏像の造立に依つて病の平癒を祈願している」と分析している。津本の「祈願」説には、すでに願文の要素が含まれている。筆者なりに提案した句読点版に従えば、「誓願」という宣告の後に「賜我く作仕奉詔」の二十字からなる願文の基本性格が認められる。そのため、藪田説に従うわけにはいかない。

(4) 欲坐故

「坐」については、「尊敬の意味をあらわす補助動詞である」と「敬語を表わすだけのマークのように考えることも可能であろう」という認定がある。しかし、「坐」を漢文体の本動詞で捉えてみると、この三字と同様な用例が見えてくるはずである。まず、明・徳清(述)『妙法蓮華経撃節』の一節「故欲坐如来座, 方能顿悟此法」(故に如来座に坐らんと欲して、方に能く此の法を顿悟すべし)が検出できる。「故欲坐」と「欲坐故」とは語順に小異があつても意味は同じである。

漢文の一般的な書き方としては「故欲坐」を並べるが、「欲坐故」となったのも理由がある。梵漢の語法研究の成果に従えば、「梵語の中の名詞 artha は「目的」を意味し、artha を以て終わる不変化複合辞はいつも動作行為の目的を表す。そうした語法の意義は漢訳本において「為……故」あるいは「欲……故」の構造で対訳さ

れている」という。特に「欲……故」という文型は、本銘「欲坐故」と一致しているため、この文字連鎖の文脈を研究する際に、仏典抜きでは始まらないだろう。例えば、龍樹(著)鳩摩羅什(訳)『大智度論』卷第八を繙くと、次の問答が載せられている。

問曰…何以故光明中變化作此寶華？

答曰…佛欲坐故。

問曰…諸床可坐, 何必蓮華？

答曰…床爲世界白衣坐法。又以蓮華軟淨, 欲現神力, 能坐其上

令不壞故(略)

山上曹源(訳)『国訳大智度論』の読み下し文も参照してみよう。

問うて曰く、何を以ての故に光明の中より、変化して此の宝華を作すや。

答へて曰く、仏の坐せんと欲したまふが故なり。

問うて曰く、諸の床に坐すべし、何ぞ必ずしも蓮華なるや。

答へて曰く、床を世界と爲るは、白衣の坐法なり。又蓮華は軟かく淨きを以て、神力を現さんと欲して、能く其の上に坐すれば、壞れざらしむるが故なり(略)

俗人は床に坐るのに対して、仏は蓮華の美点を見出したうえでそこに坐る、という文脈のなかで「仏欲坐故」が描かれているのである。本銘の願主である用明帝は、その問答に共鳴を覚えたのではないだろうか。『日本書紀』用明二年夏四月乙巳朔丙午条によると、「是日、天皇得病、遷入於宮。群臣侍焉。天皇詔群臣曰、朕思欲帰三宝。卿等議之」（是の日に、天皇、得病ひたまひて、宮に遷入します。群臣侍れり。天皇、群臣に詔して曰はく、「朕、三宝に帰らむと思ふ。卿等議れ」とのたまふ）とあるように、病身を抱えつつ仏・法・僧に帰依する意向を群臣に伝えている。仏教の新規信者として、「（我）坐せんと欲すが故なり」と発話したとすれば、坐るところは仏が手本を示した蓮華のうえであつた、と見るべきであろう。

この推論を支える拠り所として、敦煌の絵画が挙げられる。羅華慶（編）『敦煌石窟全集 一一 尊像画卷』の統計によると、「敦煌尊像画のうち、もし諸仏作画の数から見れば、千仏を除いたら単体として最も多いのは東方浄瑠璃世界の教主薬師琉璃如来、即ちよく言われている薬師仏である」と指摘されている。特に注目すべきは、「隋莫305 西壁北側」、即ち隋代の莫高窟における「薬師佛結跏趺坐蓮花座說法」（薬師仏、蓮花座に結跏趺坐して説法す）である。そうした薬師仏画像を寓目して、極東の列島の最高統治者である用明帝が入信するようになったとすれば、その「坐」するところは薬師像の蓮華座であろうと思われる。



図1 蓮花座薬師仏說法図（孫志軍撮影、敦煌研究院提供）

本銘の「將造寺」とあるのは、三宝の拠点を提供するばかりでなく、天皇の坐るべき蓮華の成長空間をも確保しておきたかつたからではないかと推測できる。遺憾ながら、病状悪化のせいで寺の完成を待たずに逝去した。しかし、その生前の発心が丁重に取り扱われた形跡がある。それに関して、金堂内部の芸術作品を四点ほど見落とすわけにはいかないだろう。

① 「此薬師像の大座の蓮弁<sup>(78)</sup>」という指摘がある。用明帝の遺願を継いで、その姿を写した仏像が造立されたとする見方に誤謬がなければ、結果的に、用明仏が文字通り蓮華の台に坐することになる。そのような意匠をもつてすれば、「欲坐故」の宿願を果たしたといえよう。

② 「金堂薬師の光背の蓮華紋<sup>(79)</sup>」という観察結果がある。こうして、仏像の光背に蓮華のメインイメージがあるため、これは①の蓮華座と一貫して「欲坐故」の願意と響き合わせていると看取できる。

③ 「法隆寺金堂天蓋」の周りに「蓮華から忽然と化生して天人になる<sup>(80)</sup>」という彫刻がある。複数の天人も蓮華の上に座しているわけである。

④ 法隆寺金堂壁画六号壁の阿弥陀如来については、阿弥陀は「蓮華座上に結跏趺坐する<sup>(81)</sup>」と指摘されている。換言すれば、平面芸術のレベルでも「佛欲坐故」の大図像が展示されているのである。

つまり、立体的な彫刻としては仏像の前台が蓮華座を形作り、光背の蓮華紋がそれと呼応している。壁画と天人とあいまって、「欲坐故」の伝統と継承が共演されているのである。生前にかけられた宿願が、そのような形で幾重にも追想され、成就されるようになったことまで思い及べば、先帝の御霊は一層安らかなれたに相違ない。

(5) 将造寺薬師像作仕奉詔

座談会における犬飼隆の見解によると、「国語学」の領域は本銘を「変体漢文」とする「証拠として一番強力なのが、三行目の下の方にある「薬師像作」だという。その直前にくる「造寺」は「漢文のように動詞が前にあつて、目的語の「寺」が後ろに」あるのに対して、「薬師像作」は「目的語が先にあつて、動詞が後に」来るという用字法が認められ、ゆえに、「銘文には、中国風・日本風両方の語順が含まれている」と結論付けられているのである。そうした趣旨は犬飼隆『木簡による日本語書記史』に継承されたうえで、さらに「これは、書き手の脳裏に「てらをつくり、ヤクシザウをつくる」という日本語文があり、それを文字として出力するとき、ある日本語の単位は漢文の語順と一致する字順で書き、ある単位は日本語の語順に従ったと説明できる」とまで詳述されている。

その論調に対して、疑念を挟む異見がないではない。小谷博泰「文章史から見た法隆寺幡銘と薬師像光背銘<sup>(82)</sup>」によると、「主語を天皇（用明天皇）として統一すれば、「寺を造り、薬師像を作り仕へ奉らむ」とでも読めるが、漢文式転倒表記の中に和文式の語順で表記された文を内包するような、奇妙な表記と見なければならぬ」というのがその一例である。

しかし、語順そのものの判定に問題があるのではあるまいか。もう一度テキストを味読すると、「将造寺薬師像」と句切るべきでは

ないだろうか。以下、三例を見よう。

①梁の武帝と達摩との間に交わされた対話：「武帝問法師曰、「朕造寺度人，造像寫經，有何功德不？」達摩答，「無功德。」（武帝、法師に問ひて曰く、「朕、寺を造り人を度し、像を造り写経して、何の功德ありや？」達摩、「功德無し」と答ふ）

②六九一年に完成した「周蔡大娘造像記」の一節：「蔡大娘生存日。願造藥師像一龕」（蔡大娘生存日、願はくは藥師像一龕を造らんことを）

③「唐鄭県王思業造藥師觀音像記」の一節：「今爲亡女妙法。造藥師像一區。并觀音像一區」（今、亡女妙法の爲に藥師像一區並びに觀音像一區を造る）

即ち、「造寺」と「造像」という動詞を省略しない言い方（①）があれば、動詞の「造」が同時に二つの目的語にかかる言い表し方（③）もある。③に準じて、①の「造」の重複した贅語を削れば「造寺、像」となれるはずである。おまけに、②における動詞句「造藥師像」がある。具体的な仏名を入れると「造寺、藥師像」という生粋の純漢文が出来上がるはずである。

藥師像造像記の文型を参考にして考え直すと、あったはずの接続詞の「并」が本銘の執筆者によって省かれて簡潔化されていたことが看取でき、その機能の中黒に担わせて「造寺・藥師像」と改めて捉え直すことができるだろう。

では、「作」の目的語は何なのだろうか。「詔奉作藥師像」という徳光久也の「漢文流」説に追従するよりも、むしろ「造寺」が示すような漢文の正統的な語順に則って、「作」の直後の名詞を検討すべきではないだろうか。その際、動詞の「仕奉」は次項で論ずることとして、さしずめ「作く詔」の語法に限定して調査したい。

元日本留学生であった呉稚暉の古日記（一九〇一年十月四日）を見ると、本銘の区切り方——「池邊大宮治天下天皇，大御身勢次時，歲次丙午年，召于大天王皇與太子而誓・願賜我大御病太平欲坐故將造寺藥師像，作仕奉詔。」には参考価値のある部分がないでもない。

特に「作仕奉詔」前後の句読点は極めて正確だが、遺憾ながら根拠が明示されていない。問題の文型については唐・房玄齡（他撰）『晋書』<sup>90</sup>趙王倫列伝の一節「矯作禪讓之詔」<sup>91</sup>（禪讓の詔を矯め作る）がある。その事件は、張大威『司馬家族 与魔鬼簽約的西晋』<sup>92</sup>によつて「一面讓人作『禪讓』詔書」（一方、他人に『禪讓』の詔書を作らせた）と再説されている通りに、「矯」「之」を削除しても文意が通ずるのである。要は、複合動詞と虚辞を少し略すれば「作禪讓詔」という動詞句の骨格がますます見えてくるのである。厳密に言うと、「作十二字語の動詞十詔」という構造が認められる。本銘の「作仕奉詔」は、『晋書』の構文と共通しているため、「作仕奉之詔」として理解すべきだろう。

文型の問題を解決したあと、引き続き探求すべきなのは話型の

問題であろう。さしあたって、西晋・安法欽（訳）『阿育王伝』<sup>93</sup>を繙けば、阿育王に関する描写として五点ほどが注目に値する。

① 「仏法の中に於いて已に信心を得たり」とあるように仏道に入っている。

② 「王、病に遇ひ己必ず亡すと知りて涕泣して樂しまず」とあるように、病死するかしないかという状況に直面する。

③ 「正に我が将来生ずるところ心自在を得て速やかに聖果を成ぜんと欲願す」といつて願をかける。

④ 「便ち詔書を作り、齒印を以て印して輔相羅提提提に付与す」とあるように、「作詔書」の手続きを済ませて、これを輔弼者に手渡す。

⑤ 最後に、「是に於いて氣絶え遂に便ち命終りぬ」とあるように、歸らぬ人となる。

本銘に照らし合わせると、①については、既述した「欲坐（蓮華）故」という意欲が示す通りに、仏法に帰依する王の動向が読み取れる。②における「病」は、本銘の「大御病」と同型である。③の「願我」という願のかけ方は、本銘の「誓願…賜我々」と語順まで似ている。④の「作詔書」も、本銘の「作仕奉詔」と似通っている。⑤に至っては、本銘の「崩」という結末とも合致するのである。

かいつまんでいえば、インドの名君が病氣にかかった際に、仏法

に縋<sup>すが</sup>つて願意を盛り込むべく「詔」を「作」りあげて近臣に頼んだものの、他界を余儀なくされた。もう一度本銘を確かめると、用明帝も病身を抱えた際に、仏法の力を借りて平癒の願意を語りつつも、仏像とそれを安置する寺に関する「詔」をあえて「作」る余裕はない。血の繋がった近親に語り伝えただけで、急逝してしまう。晩年の統治者が、病を得たらすぐに仏教の加持をもって死の恐怖を回避する取り組みは大いに共通している。正倉院文書（七四八年）に「阿育王伝七卷」<sup>94</sup>が記されている点と奈良薬師寺の仏足石記に「阿育王」<sup>95</sup>が書かれている点からすれば、阿育王の故事は奈良朝の仏教界にとって重要な素養の一つである。本銘の執筆者が、阿育王の臨終の場面における「作詔」のパターンに親しんでいるうちに、これを用明帝の状況に当てはめて、自然に「作〇〇詔」という用字が生み出されたのではないだろうか。

#### （6）仕奉

金銅仏に仕奉する趣旨を詔に盛り込む奈良朝の類例は、一つ挙げられる。聖武帝が牽引した建設事業だが、東大寺の盧舎那仏像が落成する際に、読み上げられた「宣命第十二詔」<sup>96</sup>の一節を掲げてみよう。

勅、遣左大臣橘宿禰諸兄、白仏、三宝<sup>乃</sup>奴<sup>止</sup>仕奉<sup>流</sup>天皇<sup>我</sup>命盧舎

その「詔」中に「仕奉」があるのみならず、天皇の仏教の念願が叶ったという関係性が一致するため、本銘の「仕奉詔」とほぼ同様な用法であるといえよう。

それより厄介な問題は、むしろ「仕奉」の語性いかんによって文意をどう捉えるべきか、にあるだろう。古賀京子「続日本紀宣命の用字法」<sup>97</sup>によると、「仕奉のような和文式の表記が存在する」という和文説がある。それと対立して、既述したように、「仕奉」を国語的な部分に該当しないとすると小島説がある。それに加えて、馬駿『日本上代文学 / 和習 / 問題研究』<sup>98</sup>が示した『古事記』の「純正漢文」の一節に「共與天地、無退仕奉」とある。いうなれば、和漢同形語であろうか。確かに宣命の小書体に「仕奉<sup>流</sup>」とあるように、動詞に語尾が付けてあるので、「和文」説の正確性が自ずから保証されている。しかし、本銘にはそうした語尾が含まれていないため、訓でしか読めないといえぬわけにはいかないだろう。それより注目すべきなのは純漢文説だが、残念ながら根拠が先達によつて明証されていない。

瀬間正之「上代日本敬語表記の諸相——「見」「賜」「奉仕」「仕奉」<sup>99</sup>という論文に示唆深いところがある。しかし、「仕奉」について「七世紀末以降常用の表記となつていったことを確認し、『日本

書紀』の用例から推せば、半島系渡来人の開発した表記である可能性」という指摘に至つては一考を要するだろう。

管見によると、「仕奉」の古例は唐・智雲(述)『妙經文句私志記』<sup>100</sup>の一節「天王仕奉佛所悦可執謂不然」(天王が仕奉し、仏の悦可する所なり、孰か然らずと謂ふや)に現れていたようである。二十世紀に下ると、郁達夫「芸術与国家」<sup>101</sup>における「要求我們的尊敬和仕奉」(我々の尊敬と仕奉を要求する)から一例が検出でき、「仕奉・現通用為「侍奉」<sup>102</sup>」(仕奉・現に「侍奉」と通用する)という注も付けられている。したがつて、中国発の二字漢語といえよう。「仕奉」の意味合いに関しては、「造仏立寺之詞」<sup>103</sup>という僧松持の説が知られるが、いささか結果論めいていすぎるのではないだろうか。通用語である「侍奉」を調べると、「謂虔誠地致力於。(略)亦謂信仰<sup>104</sup>(敬虔で誠実に力を尽くす、また信仰するともいう)という派生的な用法がある。それに準じて、「作仕奉詔」は「敬虔に信仰する」という詔を作れ」と捉え直すことができよう。

一方、「事奉」に関しては、瀬間論文が普・干宝の志怪小説集『搜神記』<sup>106</sup>における「頗有神驗。一邑共事奉。」(頗る神驗有りて一邑共に事へ奉る)を取り上げたうえで、「漢籍にも用例を持つ」としている。ただ、見過ごせないのは「仕奉」との同義性ではないだろうか。なぜなら、『詩経』の一節「武王豈不仕」(武王豈仕へざらん)<sup>107</sup>について、「仕、事」<sup>108</sup>という前漢・毛亨らの伝があり、言い換えられ

ば「仕通事」（仕、事に通ずる）という「通飯」<sup>109</sup>の関係があるからである。

なお、瀬間論文は『阿弥陀経疏』『大乘法苑義林章』を検討したうえで、「唯一例の「奉仕」は、「奉事」の誤写の可能性も残される」と推断しているが、これは早計に失する恐れがある。もう一度そうした窺基関連図書を繙けば、次の通りになる。

①劉宋・曇良耶舎（訳）『仏説観無量寿仏経』<sup>110</sup>：「欲生彼國者。當修三福。一者孝養父母。奉事師長」（彼國に生れむと欲せば、當に三福を修むべし。一は父母を孝養し、師長に奉事す）

②唐・窺基『阿弥陀経疏』<sup>111</sup>：「若觀經云。當修三行。一孝養父母奉事師長」（『観経』に云ふが若し。當に三行を修むべし。一は父母を孝養し師長に奉仕す）

③唐・窺基『大乘法苑義林章』<sup>112</sup>：「觀無量壽經廣說諸觀生淨土因。乃至孝養父母。奉事師長。十念成就。皆淨土因」（『観無量寿経』広く諸觀の淨土に生れる因を説く。乃至父母を孝養し、師長に奉事し、十念成就す。皆淨土の因なり）

引用の関係を整理すると、七世紀の窺基は③を撰した際に、五世紀の①の「事」に関する八字をそのまま繰り返しているのに対して、淨土三部経の一つである『阿弥陀経』のために②として注釈を施す

際には、淨土三部経の一つである『観無量寿経』と明記しつつも「事」の代わりに画数の少ない「仕」を用いているのである。結局、七世紀の窺基が注解を付ける際に、『詩経』古注の訓詁知識が脳裏に蓄えられていたとすれば、「事」を「仕」で代用する理由は充分であるといえよう。七六八年の「造東大寺司牒 奉写一切経司 合疏廿卷」のうち、「阿弥陀経疏一卷」が入っている。もし奈良末期の写経担当者が『観無量寿経』の原文と照らし合わせて両者の食い違いに気が付いており、なおかつ『詩経』古注の基盤にまで思いが及んでいるなら、窺基の置き換えはあながち間違いではなく、かえって微笑ましい改訳の創意工夫と感心すべきものといえるだろう。窺基の言い換え方は決して孤例ではない。稻荷山古墳鉄劍銘の一節「奉事」について、笹山晴生「古代の鉄劍銘」が「奉仕」という解説を施した点からすれば、起点言語の「奉事」を目標言語の「奉仕」へと取り替えた窺基のやり方には何ら不思議はない。もう少し当該劍銘の漢字の使用状況を調査すると、「降魔変文」<sup>116</sup>との間にテクスト相互関連性をまず四点指摘したい。

①銘文の「其兒名乎獲居臣世々為杖刀人首」は、変文の「逆臣須達為頭首」と同じ「臣く為く首」の構文を持っている。

②銘文の「奉事来至今」は、変文の「奉使来至此間」と同じ「奉く来至」の句構造を持っている。

③銘文の「百練利刀」は、変文の「黄金百練」と同じ金属の「百

練」である。

④銘文の「吾奉事根原」は、変文の「吾今深心渴仰、願説根原」と同じ「吾々根原」の構造を持っている。

それに加えて、銘文の「乎獲居臣世々為杖刀人首奉事」における「臣々奉事」と、変文の「卑臣奉仕玉階」における「臣奉仕」の措辞としては僅差があるが、「卑臣奉仕(事)玉階」という校注成果に従えば、変文にも「臣奉事」の構造が認められるだろう。敦煌における降魔変画卷を丹念に調べた秋山光和によると、変文における「開元天寶聖文神武應道皇帝陛下」に鑑みて、変文が成立したのは七四八〜九年とされており、画卷の最古の一例は「六世紀あるいは五世紀末にまで遡る」という。一方、「口述から文字になったため、「変文」と称された<sup>119</sup>」という定義を吟味すると、五世紀末頃よりすでに画卷に基づいて口語による解説が施されていたが八世紀中葉になつてはじめて練れた「降魔変文」が書写されたものと思われる。したがって、五〜八世紀にあつたはずの降魔変の口語資料が鉄剣銘製作者に不可欠な漢文の素養を提供していたことは想像に難くない。

張巍『中古漢語同素逆序詞演變研究<sup>120</sup>』によると、「同素逆序詞」とは「詞を構成する語素が互いに逆の同素詞であり、かつ主に双音の複合詞をさす」という。同書の「中古漢語同素逆序詞表」を見ると、「奉遵——遵奉」「進仕——仕進」がリストアップされている。それに従えば、「奉仕——仕奉」という逆順の同義関係が認められ

るのである。

(7) 當時崩賜造不堪者

訓点本を見ると、「崩賜」(崩シ<sup>下支</sup>タマヒキ)と「崩リ賜ヒテ」<sup>121</sup>とあって、連続した二字と訓まれているのである。

動詞「崩」の後に尊敬を表す補助動詞「賜」を添える用法について、最も詳しく考察したのが小松英雄である。小松の旧論は、「崩」は天皇の死亡を意味するので、やはり、「賜」は可沢的である。このような動詞の場合、「賜」が付いても付かなくても文脈の理解には影響がない<sup>122</sup>」としている。小松の補説によると、付かなくてもいい理由は「死亡したのは天皇であり、敬意も込められているから、ふつうに考えるなら「賜」を添える必要はない<sup>124</sup>」からであり、付いてもいいという理由は「天皇の死は衝撃的な悲しい出来事であるから、さらに「賜」を添えて丁重に表現した(略)動作主が二重に標示されても、伝達に支障をきたすことはない。いずれにせよ、これは特別の場合の特別の表現である」からという。

その説に対して抱く素朴な疑問だが、本銘の「治天下」の二例とも天皇が動作主であるにもかかわらず、どうして「所治賜天下」(天の下を 治め賜へる)<sup>125</sup> という歌のように「賜」を添えないのだろうか。おそらく小松説は「古い時期に記された、そういう稚拙な文章であるとしたら、用字や表現は整っていないのが当然であるか



ら<sup>126</sup>と答えるかもしれない。たとえ本銘の「崩賜」の「賜」を二重敬語とする説が成立するにしても、「二重構造の過剰敬語になつてゐるから、やや不適格な文となる」というネイティブの批判にどのように反論すべきだろうか。要するに、「賜」があつたりなかつたりする非整合性は、和文脈をもつて本銘を読み解こうとする際に解決せねばならない課題である。

純漢文の側からは「當時湯既崩、太丁未立而死」<sup>128</sup>（当時湯既に崩じて、太丁未だに立てられずして死ぬ）という一例を検出することができる。したがつて、「崩賜」の間に入れるべきなのは決してハイフンではない。その代わり、「當時崩。」というふうに句点を打ちさえすれば文意は不足しないはずである。

では、「賜造不堪者」をどのように捉えるべきだろうか。本銘の「者」の用法については、瀬間正之「上代に於ける「者」字の用法——助辞用法から助詞表記へ」<sup>129</sup>が「確定条件を示すと思われれるもの」と分類し、「ので、から」と訳せ（略）漢籍に類例を見ない」と述べている。また、犬飼隆<sup>30</sup>も「この「者」の字が、中国語の用法から離れて、日本語の接続助詞の「ば」を表わしているからでございます。こういうことが証拠としてあれば、それはいわゆる変体漢文で、漢文風に見えても実は日本語として読めるということになります」と主張している。

それと対立して、「造不堪者」を「漢文体」<sup>131</sup>とする小島説を想起

したい。残念ながら、その根拠は示されていない。

仏典側の注釈を見るに、七五一年の写経資料として記される「阿毗達磨大毗婆沙論二百卷」<sup>132</sup>を重視して、五百大阿羅漢（他著）唐・玄奘（訳）『阿毘達磨大毘婆沙論』<sup>133</sup>を調べると、「若此堪立沙門果者即便立之。若不堪者便不建立」（若し此れ沙門果を立て堪へればただちに之を立てる。若し堪へざれば便ち建立せぬ）という一節がある。ちなみに、沙門果は「沙門であること」の目に見える結果<sup>134</sup>と定義付けられている。

漢文の作例を見ると、「不堪者」三字の連用としては、「有必不堪者七、甚不可者二」（必ず堪へざる者七、甚だ不可なる者二有り）という嵇康「与山巨源絶交書」<sup>135</sup>が挙げられる。その「堪えられないこと」が七つ、到底世に容認されないであろうことが二つあります」という通釈も参考になる。純漢文の立場から捕捉する際に、この『文選』の古例に準じて、読み下し文の段階では「者」<sup>136</sup>と訓むが、現代語訳の段階では「こと」と見たほうがよい。

管見によると、本銘の動詞句に極めて類似した用例が二つ指摘できる。一つ目は、一五〇九年の監察御史が官吏を弾劾すべく、武器の「成造不堪」（成造堪へず）の理由を挙げている。それに対して明武宗は「造作不完、不堪并被盜者、俱免提依擬追銀」（造作完らざる、堪へざるならびに盜まるる者、俱にとらへを免じて擬に依りて銀を追へ）という判決を言い渡している。そこに「造く不堪く者」と

いう構成が見られる。二つ目は、一六四七年の清の陳有明（撰）「織造経制記」<sup>137</sup>である。その一節「一立賞罰。夫勸懲明則人心鼓。本部不時親自下局。逐機查驗。織挽精美者。立賞銀牌一面。造作不堪者。責治示懲」（一）賞罰を立てるべし。夫れ勸懲明らかになれば則ち人心を鼓舞する。本部折につけ自ら局に下り、機を逐うてしらべる。織挽精美の者にはたちどころに銀牌一面を賞す。造作堪へざる者を責めただして懲を示す）である。そこにも「造く不堪者」という形態が見られる。文脈上、「者」は人を指すが、一句は「よく造れる人に褒美を、とても造れぬ人に罰を与えよ」と把握できる。

本銘の「然當時崩賜造不堪者」という文字連鎖について、「賜」は「剰余になる」<sup>138</sup>と小松が説いている。もう一度前後のかかり方を考えると、「不堪」の前に二字動詞があるべき位置を占めていることに気付くだろう。先帝の願意を述べる本銘の二十字を再読すると、「賜我大御病太平」と「將造寺薬師像」とある通り、平癒の恩「賜」と寺仏の「造」がその二大心配事にはかならない。その順序が元のまま「不堪者」の前に入るとすれば、先帝の念願が崩御のせいで実現できずじまいだった状況説明にこの上もなく相応しいだろう。要するに、本銘願文における二大願望が「賜造」の二字に凝縮されているため、「賜・造」と把握したほうがベターである。

## (8) 大命受賜

この四つの文字連鎖について、「大命受賜而」の「受賜而」は承りてであつて大命を拝受してといふ様な今日新聞によく見られる様な文章よりも遥かに日本的である<sup>139</sup>、という東伏見邦英の指摘が知られる。たしかに宣命第一詔に「大命<sup>平</sup>受賜<sup>利</sup>」<sup>140</sup>といった用例があり、本銘と四字ほど共有しているため、日本語で訓まれているとする主張を理解できなくもない。しかし、本銘には宣命小書体がないため、無理といわざるを得ない。たとえ助詞の「乎」がなくてもとにかく訓み添えを施してまで和文を成り立たせたいというような説に反論を加える際に、純漢文の側から更なる論証の手続きが欠かせない。

まず、「大命」はもともと漢語である。『周礼』<sup>141</sup>の一節「王之命」（王の大命）に関して、「天子之命」<sup>142</sup>（天子の命）と辞書によつて説明されている通りである。天子が臣下に命じる場面は、本銘の用法と同様といえる。

「受賜」については、「たまものを受ける」（諸橋轍次『大漢和辞典 卷二』<sup>143</sup>）という説明からすれば、「受」を動詞、「賜」を名詞とする捉え方が看取できる。「受ける」と「賜わる」からなる複合した二字動詞の「受賜」はまだ収録されていないようだ。そのため、二例ほど用例を拾ってみよう。

①居延の簡牘に「……□□哉、忽受賜□帛絮、金銀青□、爲矛鉞、金輪、大殿名馬」<sup>144</sup>という一節がある。判読困難な文字が混じつてい

るものの、前後の文脈から判断すれば、副詞「忽」（たちまち）の後に「受賜」という二字動詞が来て、その直後に目的語「□帛絮」となる名詞が来るとする構文を窺わせる。

②元、明の変わり目に活躍した十四世紀の張士誠だが、「士誠聞廉夫至、甚喜、即命飲以受賜之酒」<sup>15</sup>（士誠、廉夫が至りぬと聞き、甚だ喜ぶ。即ち受賜の酒を以て飲めと命ずる）という記載がある。「受賜之酒」は「受け賜わった酒」または「受賜した酒」とも訓読することができる。

上述した二例ともV+Vという語構成のもと複合動詞「受賜」がすでに市民権を得ていることを示している。少なくとも一例くらいは漢和辞典に登録されるべきであろう。

次いで、「大命」と「受賜」両者の共起関係については、唐・孔穎達による『毛詩正義』<sup>16</sup>の一節——「爰及成王封建之辞、魯公受賜之命」<sup>17</sup>（爰に及びて成王封建の辞、魯公受賜の命）が想起できる。周の天子のために「大」を入れてみると、臣下の魯公に「受賜之大命」があつたと考えられる。ならば、授受関係といい、言葉遣いといい、本銘の「大命受賜」と共通しているといえる。

漢籍には完全に一致した四字熟語の用例が確認できていないが、類語関係を取り入れると、「受賜大命」とほぼ同じ意味を帯びる言いが『詩経』の注疏に現れていたと見てよい。

次に避けて通れないのは、シンタクス倒置の問題である。西宮一民<sup>18</sup>が本銘について、「変体漢文体」と定義付けたうえ、「欲坐」「薬師像作仕奉」「造不堪」「大命受賜」の四箇所を引いて「語順の破格を示す」としている。既述したように、「欲坐」「造不堪」に関しては海彼の用例を参照したり、「薬師像作仕奉」に関しては句切り方を調整したりすれば、概して正格の漢文になれるはずである。残されるのは、「大命受賜」のみである。

一般的な「V+N」と倒置する「N+V」との間は、全く同一視してよいのか、あるいはニュアンスの僅差はあるのだろうか。それを究明する場合、書儀研究の成果に注目すべきである。程顕生（他編）『文言尺牘示範』<sup>19</sup>の手本を掲げてみよう。

①「奉讀大示、向往尤深」讀著您的來信、對您的向往又進一步地加深了。

②「大示拜讀、心折殊深」您的訓示已經恭敬地讀了、我由衷地、深深地佩服您。

即ち、「V+N」の構造を持つ①の場合、「お手紙を読んでいて」という意味となっている。「N+V」の構造を持つ②の場合、「ご訓示をすでに恭しく拝読致しました」と読み取れる。②の「大示」+「拝読」の構造と共有する本銘の「大命」「受賜」は、それに準じて、

「大命をすでに受賜した」と捉え直したほうが漢文の語感がずれず  
に済むだろう。

本銘における「詔」「大命」はともに先帝の命令だが、もう一度  
前後の文脈を読めば、「詔」がまだ文書化されていなかった「當時」、  
「崩」じてしまったため、正式の詔書が残らなかった。然るに、「受  
賜」した口頭の「大命」がまざまざと耳に残っているので、それを  
何とかしようというのが「小治田大宮治天下大天皇及東宮聖王」  
らの積年の宿題となっていた。「詔」から「大命」へと用字を置き  
換えられたのは、文書を作成する手を下す余裕がないほど崩御の迅  
速さを想像させる。

#### (9) 押韻状況

東野治之「七世紀以前の金石文」<sup>150</sup>によると、「いわゆる推古朝遺  
文に代表される七世紀半ばまでの史料（略）に関しては、史料価値  
をめぐって種々の議論があり、全面的な再検討が望まれる」という。  
同じ法隆寺金堂に宝蔵されている本銘も当然ながら、「再検討」す  
べき射程に入る。研鑽する際に、東野治之の指針が示唆に富むだろ  
う。「その銘文が純漢文体で綴られているか、和文を基本としてい  
るかは、釈読する上に最も重大な要素」として文体の相違を峻別し  
つつ、「純漢文体の場合は、特有の対句構成や押韻、典故などに留  
意する」というふうにな念を押ししている。本銘について、東野は「四

字句、六字句のまともは勿論、一行の字数の統一も全く顧慮され  
ていない」という点を重視したうえで「和文体」と結論づけている。

但し、東野も「ただ上に述べてきたような文体や用語が、すべて和  
風のものとは割りきれられるかどうかは確証がなく、あるいは中国の俗  
語・俗文や朝鮮の語法の影響によるところがあるかも知れない」と  
一旦留保している。東野治之「法隆寺金堂薬師像の光背銘と天寿国  
繡帳の銘文」<sup>151</sup>に至って「薬師像の銘と同様、和文体で現れる」とし  
て、本銘の和文体説がこれで決定づけられたと思われる。ただ、文  
体の位相を正しく見極めるためには、東野が開示した「押韻」の有  
無に即しての検証作業こそ目下の急務なのではないだろうか。

隋・陸法言『切韻』（六〇一年成立）のほうから韻目を把握せね  
ばならない。原本『切韻』は零本しかないが、『日本国見在書目録』<sup>152</sup>  
に載録されている王仁煦『切韻』を重視して、完本王韻（王仁煦  
『刊謬補缺切韻』<sup>153</sup>）を調べると、銘文の韻目が表1のようになってい  
る。

句読点の打ち方については、「上代漢文」の場合、小島憲之「上  
代散文の訓読と文体とをめぐる問題——句読点の場合」<sup>154</sup>が重要な提  
言をしている。「それが一般の中国散文のように声調リズムをねらって書  
かれたものとするれば、そのリズムに従って句読点は打つべきであろ  
う」という。その指摘を吟味すると、韻に基づかなければ正しく句  
切れない恐れがあると再認識できる。

表 1 韻目

銘	四声	韻目	唐・王仁煦（撰） 『刊謬補缺切韻』五卷（頁）	命	去	敬		175
丁	平	青	134	奉	上	腫		140
下	去	禡	173	於	平	魚		112
大	去	泰	163	東	平	東		105
子	上	止	143	治	去	至		160
小	上	小	150	者	上	馬		152
不	上	小	155	故	去	暮		162
与	上	有	143	皇	平	唐		131
午	上	語	144	宮	平	東		105
及	上	姥	144	師	平	脂		109
天	入	緝	192	時	平	之		110
太	平	先	122	病	去	敬		175
王	去	秦	163	将	平	陽		130
丙	平	陽	131	崩	平	登		138
丙	上	梗	153	御	去	御		161
仕	上	止	143	欲	入	燭		180
卯	上	巧	150	造	去	號		172
召	去	笑	171	勞	去	號		172
平	平	庚	132	堪	平	覃		129
田	平	先	122	然	平	仙		123
寺	去	志	160	詔	去	笑		171
年	平	先	122	歲	去	祭		164
次	去	至	160	當	平	唐		131
池	平	支	109	聖	去	勁		175
而	平	之	110	像	上	養		153
作	入	鐸	193	誓	去	祭		165
坐	去	箇	173	賜	去	寘		159
我	上	哿	151	藥	入	藥		192
身	平	真	118	邊	平	先		123
受	上	有	155	願	去	願		168

法隆寺金堂の銘文については、竹内理三（編）『寧楽遺文』<sup>157</sup>の提供した間違った句読版「上宮法皇枕病、弗念于食、王后仍以勞疾、並著於床……」を批判することに成功した小島憲之の残した業績を見習いたい。「四字句」の形式を切り口にした小島の分析によると、「上宮法皇、枕病弗念。于食王后、仍以勞疾、並著於床……」と打ち直すべしとしており、冴えた読みを見せている。本銘の句読を再検討する際に、小島の研究姿勢に共鳴を覚えた筆者は、「等韻家によつて『広韻』の韻部が十六の韻撰に帰納されているが、元来『切韻』の系統とも一致している。十六撰は中古韻母大系を代表しうるものである」という指摘と、「韻図家の分析により、『切韻』はまづ十六撰に分けられ」という指摘を併せて傾聴したい。それにしたがって、「止撰」（支、紙、寘、脂、旨、至、之、止、志、微、尾、未）という十二の韻目を統括している<sup>161</sup>だけに注目してみよう。その銘字に傍点と句読点を適宜に付けると、次のようになる。

池邊大宮治、天下天皇大御身勞賜。時歲  
次、丙午年、召於大王天皇与太子、而誓願…「賜我大  
御病太平、欲坐故、將造寺、薬師像、作仕奉詔！」然、  
當時崩。賜・造不堪者、小治田大宮治、天下大王天  
皇及東宮聖王大命受賜、而歳次、丁卯年仕奉。

「時」「子」が同時に韻字として用いられている『詩経』の実例がある。それに準じて、「時……子」あたりからリズムが感じられる。「治」「賜」「子」が同時に韻字として用いられている杜牧「感懷詩」の実例もある。それに準じて、少なくとも「……勞賜……太子」あたりにもリズム感が認められる。そうした止摂感覚に基づいて「池」「時」「而」「賜我」「賜・造」「而」を読み上げると、同じく句頭に來ることが分かる。また、「勞賜」「太子」「受賜」は同じく句尾に來ることが看取できる。要するに、止摂の九銘字（池、邊……勞賜、時……太子、而……二賜我……）……賜・造……受賜、而……）は文章の区切り目の首尾をはつきりと示す役割を果たしているわけである。「韻律声調を尊重した文章を「漢文」と名付ける<sup>164</sup>という定義を想起すれば、ぜひとも純漢文体で読みたいという作文姿勢が読み取れるのではあるまいか。

なお、「銘」の押韻の作法についていえば、非定型がややもすると無韻のものであると見做されてしまいがちである。しかし、馬銀琴『两周詩史』<sup>165</sup>に掲げられている紀元前の金文の韻語を見ると、「韻、散相間的語体」（韻文と散文が交互になった語体）というやり方があり、たとえば大孟鼎の「嗣文乍邦、闢厥蹙、匍有四方」（文を嗣ぎて邦を作り、その徳を闢き、四方を撫有せり）<sup>166</sup>の場合、「邦……方」式の押韻法が認められる。ゆえに、非定型の本銘に韻字が埋められているのは、中国古代金文を受容した結果ではないかと思われる。

押韻の状況を仔細に検討すると、頭韻と脚韻が奏で出す交響性を見過ごせまい。冒頭の「池……賜」、二句目の「時……子」というふうを意識的に読み上げていけば、頭・脚兩韻を踏んでいる音楽性に気付かざるを得ないのである。

非定型の先例を挙げる場合、『老子』の一節「故強良（梁）者、不得其死。我將以爲學父」（故に、強梁なる者は、其の死を得ず。我將に以て學父爲らんとす）<sup>167</sup>が想起される。そのうち、「故……父」が「首尾韻」<sup>168</sup>を成している、と指摘される通りである。漢字圏内にいる執筆者は純漢文を活かしていたため、漢籍固有の韻律感覚を最大限に追求しようとして原稿作成に着手したのではないかと思われる。

検討してきたように、冒頭漢字の「池」に因んだ止摂の頻用と、それと交響すべく頭韻・脚韻が繰り返されるリズム、という二大構造をあぶり出すことができた。このような観点で銘文を検討した研究は皆無ではないだろうか。上代金石文の文体をめぐる判断基準は、込み入った日本語史の問題と絡んでいるが、この考察結果をもつてすれば、「ですから、中国人には、読めません。日本人に向けて日本語の文章を書いているのです」<sup>169</sup>という意見に、大陸の中国人ならぬ台湾人の筆者の目からすれば、もはや従えなくなるのは、贅言を費やすまでもない。かえって、純漢文体説を改めて支持すべきではないだろうか。

以上の議論を踏まえて、次のような訓釈の試案を纏める<sup>170</sup>ことがで

きた。

池辺大宮治天下天皇大御身みづかみら勞賜せり。時は歳次丙午年、大王天皇と太子を召し、而して「我が大御病に太平を賜へ、坐せんと欲すが故なり。將に寺・薬師像を造らんとす。仕奉の詔を作れ！」と誓願せり。然るに、当まさにその時崩じぬ。賜ひ・造り堪へざる者は、小治田大宮治天下大王天皇及び東宮聖王ら大命をすでに受賜せしからには、而して歳次丁卯年に仕奉せり。

#### 四 本銘の成立年代と執筆者

「成立時期に問題のある法隆寺金堂薬師如来像光背銘」<sup>17)</sup>については、諸説があつてまだ定説が得られていない。銘文の一節に「丁卯年」があるため、従来「推古天皇十五（西暦六〇七）年であるとする点については、『古京遺文』をはじめとして、何人もこれに疑問を持たなかつた」と<sup>17)</sup>とされている。ところが、福山敏男「法隆寺の金石文に関する二、三の問題」<sup>17)</sup>を皮切りに新説が次々と唱えられている。

福山は「天皇」という用語に着目して、「天智天皇五年のもの」と推定される野中寺藏弥勒像の台座銘に「中宮天皇」とある」（傍点原著者）点を重視し、本銘は「推古朝よりも降つた時代に書かれた

と見る方が穏当ではあるまいか」という見解を示している。そのうえ、具体的に「この銘文は恐らく天武朝の後半以降、天平以前に於いて坂田寺の縁起を模して法隆寺で作られたものであるらしい」と推定している。したがつて、六八〇〜七二九年がその成立期間だと言ひ換えられる。

ところが、根拠として利用される、六六七年に成立したといわれる野中寺藏弥勒像に、近年疑義が差し挟まれている。東野治之「野中寺弥勒像台座銘の再検討」<sup>18)</sup>によつて、「銘文が新たに撰文されたとする、その時期は野中寺像が、学界や世間に知られるようになった大正七年（一九一八）に比較的近い時点とならざるをえない」とする新説が提起されたからである。福山説の物証そのものの信憑性が弱められてしまつたとはいへ、「天皇」号採用の観点から、福山説を補強する論考が現れた。渡辺茂「古代君主の称号に関する二・三の試論」<sup>19)</sup>は、『旧唐書』の一節「皇帝稱天皇，皇后稱天后」（皇帝、天皇と称し、皇后、天后と称す）に着眼して、「中国において、政治上の君主に「天皇」号を用いたのは唐の高宗の上元元年（六七四）で」「天武天皇の崩後において、天武の偉業をしのぶあまり、これまでの「帝」号にかえて、当時唐で呼称されはじめた「天皇」号を以て尊称するようになったのは、持統天皇ではなかつたらうか」と推測している。また、東野治之によると、「天皇号の採用は六七五年以後と考えるのが妥当である」<sup>18)</sup>という分析もある。要する

に、中国の天皇号が日本に伝わってきた時潮に依じて、天武―持統の叔父―姪の関係で、かつ夫婦の統治下にそれを導入した七世紀後半以降、本銘の執筆者が六―七世紀の日本「大王」を描写する際に、一斉に後世の「天皇」号に書き換える経緯があった、と整理することができる。

それに対して、小谷博泰<sup>17)</sup>は福山説の「あやふやな根拠をまことらしく並べたてることによって、あらかじめ設定され、ないしは予見された結論へと強引に持ち込もうとするかのような論理の展開には、当惑を覚えざるを得ない」と非難する。その手法への批判を経て、本銘は「推古朝頃のものであった可能性は高い」と結論付けている。

一方、大山誠一「『聖徳太子』研究の再検討(上)」<sup>17)</sup>は「結論として、銘文の成立時期は、上限が天皇号を採用した持統朝、下限は『法隆寺資財帳』に見えるから天平十九年ということになる」という修正案を出している。持統女帝の在位は六八六―六九七年だから、六八六―七四七年と言い換えられる。

代表的な諸説を検討してみたが、率先して「天皇」号を指標にして掘り下げた福山説の研究手法が切り拓いた先見性に敬服せざるをえない。ただ七世紀後半以降の成立とする観点には早過ぎる恐れがあり、まだ精確さを欠いていることも否めまい。用字状況を検討する際に、個別の二字熟語は重要ではあるが、構造的な修辭法の視点こそ、かえってより有効なのではないだろうか。以下、漢詩文の二

大修辭格を通じて、従来全然顧みられなかった本銘が紡ぎ出した言葉の綾の一端を究明してみよう。

本銘の図版に基づいて文字の分布状況を検討する研究史のなかで、逸早く示唆を与えたのが藪田嘉一郎『日本上代金石叢考』<sup>18)</sup>であろう。

「五行。第一行十六字。第二行と第四行は行に十九字。第三行と第五行は行に十八字」と述べられているからである。その方向を深化させたのが、小松英雄の二大論考である。小松「法隆寺金堂葉師仏造像銘札記」<sup>18)</sup>は、新たに計算を行ったところ、「各行一八字に均分すれば格子状の配列になる」はずだが、「均一的配分に優先するならんかの原理があつたに相違ない」と想定している。その後、小松英雄『日本語書記史原論』<sup>18)</sup>は、「第二行以下は、交互に十九字／十八字になつてゐるから、明らかに計算された配分である」と明快に指摘している。そして、「綿密な計算のもとに総字数が決定され、また、各行の字数も慎重に再配分された」とともに、「文字の大きさが語句の重みに比例している」という到達点を見せている。

一行の総字数から切口を発見し、シンプルとはいへ興味深い結論に漕ぎ着けた小松の手法は参考にするべきである。しかし、やや視点を換えて全体的な文字の出現頻度に即して把握して見る必要がある。ここで統計し直したところ、一回しか用いられない文字を除けば、下表の通りとなる。



表2 用字ランキング

順位	銘文	頻度
1	大	7
2	天	5
3	賜	4
4	宮	3
4	治	3
4	皇	3
4	王	3
5	下	2
5	御	2
5	時	2
5	歳	2
5	次	2
5	年	2
5	太	2
5	而	2
5	造	2
5	仕	2
5	奉	2

本銘の最後の一字「奉」について、小松は「先行する各行の末尾の文字「歳」「大」「然」「天」と、ほぼ水平に近い位置にあり、余白がない」と指摘している。ところが、図版を下方より仔細に観察すると、二行目の「大」と四行目の「天」だけはほぼ同じ余白を残しており、一行の字数が多い割に縮まり方が目立っている。そのうえ、本銘の「天」や「大」が左に傾く特徴があります<sup>(183)</sup>（傍点原著者）という書き癖も認められる。異なる字数五十八字のうち、この二字は一、二位を争う、いかなれば執筆者の愛字意識を言外に滲ませるレイアウトのわざが看取できる。かりに機械的に各行十八の格子状に並べ直せば、行末に来るべきなのは丙・御・當・天・奉となっており、愛字の所在が見えにくくなってしまふ。鐫刻バージョンの行が長かったり短かったり設定されたのは、ゆえなしとしない。

次に気になるのは、一般的に作文は同語反復を避けるべきだとされていているものを、本銘の「大」「天」に限っていえば、どうしてあえて十二回ほど繰り返されているのだろうか。最上位となった二字だけが、何らかの理由で特権的に書き込まれたように思われる。それを解明するために、王維「送梓州李使君」（梓州の李使君を送る）の前半に現れた修辭法を通じて考察しよう。

萬壑樹參天、千山響杜鵑。山中一夜雨、樹杪百重泉。（万壑樹 天に参わり／千山 杜鵑響く／山中 一夜の雨／樹杪〔筆者訂正〕びよう）百重の泉<sup>(184)</sup>

日本の注釈書を見れば、「山字、樹字を錯綜して用いている」とする目加田誠の評価と、「山二字あるは病なり」として避板法に基づいた積清潭の批判がある。後者に従えば、表2に挙げた十八字はすべて重病にかかってしまふ。そのような初級的な失策を本銘の原作者が演じるはずがないだろう。よって、前者の方向から探究すべきである。

錢鍾書<sup>(187)</sup>の指摘によると、「ㄱ」又法<sup>(187)</sup>（Chiasmus）（キアスムス、交錯配列法）にこそ「錯綜流動」の効果があり、『史記』における散文や『玉台新詠』における韻文などとともに、当面の「送梓州李使君」も代表的な実例として数えられている。その極意については、

蔡田明<sup>(188)</sup>によつて詳説されている。即ち、「交錯配列法は文字を『錯綜』させ、行文を『流動』させる」としつつ、「A—B—B—A」という図式で示されている。「送梓州李使君」の「樹——山——山——樹」構造はこの第一特徴に合致しているといえる。それに対して、本銘の一行目を観察すると、「大——天——天——大」が配置されている。明らかに交錯配列法の第一特徴に符合する。同法の第二特徴として「ABA (Chiasm)」または「a-x-a」<sup>(190)</sup>という指摘があり、第三特徴として「Chiasmus (ABABA)」<sup>(191)</sup>という説明が知られる。本銘の二行目を吟味すると、「大——天——大——天——大」の並べ方が見える。総じて四回交錯配列法・三回交錯配列法・五回交錯配列法という「錯綜」の諸相が十二回繰り返り広げられているのである。



なお、奈良国立博物館所蔵の長谷寺銅板法華説相図銘<sup>(192)</sup>における「飛鳥清御原大宮治天下天皇」と同じく、本銘も某大宮の号と「治天下天皇」を繰り返している。その選択によつて、例えば第一行の場合、「大↓天↓天」という骨格が確保でき、その後に「大御身」を加えると交錯配列法の第一特徴がより簡単に出来上がったと推測できる。

然らば、そうした構造の意味は何だろうか。まず、『詩経』の「鳳皇鳴矣 于彼高岡 梧桐生矣 于彼朝陽 萋萋萋萋 離離嗒

嗒」(鳳皇鳴く 于に彼の高岡に 梧桐生ず 于に彼の朝陽に 萋萋萋妻たり 離離嗒嗒たり) <sup>(194)</sup> についていえば、薛夢得『写作技巧手冊』によると、「詩人は交錯配列法を運用しながら構想・考慮している。

『萋萋』を梧桐に近接させ、『離離』を鳳凰と照応させる。このようにして、この詩の構造に『円』の特色を際立たせている」という。

たしかに鳳凰↓梧桐↓萋萋(茂盛の意)↓離離(鳳凰の鳴き声を形容する)というふうになびき出して理解すれば、円の構造が認められる。また、『論語』といった古文を取り上げた王世鈺「Y又法」探究<sup>(195)</sup>によると、「而してABBA式は幾何学の正式な円形にあらずといえども、しかし首尾は呼応し、中間は相連なり、構造は自然にして唐突ならず、即ち円の義を含み、この構造の使用は正に円の追求する意図を実現しているといえる」という指摘もある。そうした言葉レベルのABBAに円構造がある以上、同字で織り成す第一特徴の「ABBA」と第二特徴の「ABA」と第三特徴の「ABABA」にも各々円の構造が認められるべきである。

再び本銘の主旋律となる「大」「天」に焦点を合わせて分析してみよう。江正傑<sup>(196)</sup>によると、甲骨文の「大」は という形になつているが、その頭上に太陽を表す指事の符号(一輪の丸・○)を加えると、 (天) になる、という。○の有無で区別するのである。


そして、甲骨文の (天) で刻まれた金石文の一例として、初唐の「総章三年」(六七〇年)<sup>(197)</sup>に成立した碧落碑が想起できる。その



図3 三回交錯配列法

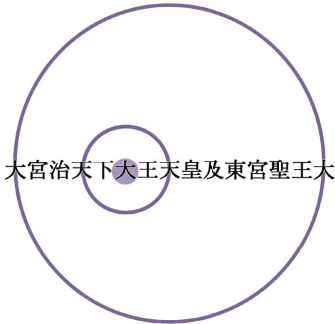


図4 五回交錯配列法



図2 四回交錯配列法

示唆深い○またはを○用いて「大」と「天」との輪をそれぞれ描いてみると下図のようになる。

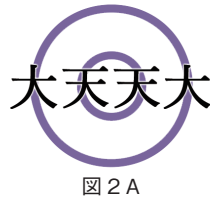


図2A



図3A

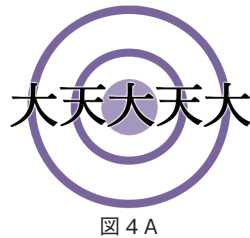


図4A

仮に愛字以外を無視すれば、主旋律が形作っているのは主に三つの圖案である。

どう訓むべきかにとらわれてしまいがちな日本語話者よりも、漢字文化圏内の人々は、同形のところに丸を描き易くなるだろう。図3Aの「天」と図4Aの「大」をともに凹んだ点と見なせば、図3Aから2Aへ、さらに図4Aへと見届けると、漣さざなみが立つように感じられるだろう。逆に、図4Aから図2Aへ、さらに図3Aへと見届けると、渦巻いている躍動感がありそうである。いずれにせよ、図2Aと図4Aに複数の同心円が重なっている。

文字のレベルで渦・漣・同心円が現れるのは、決して孤立しているわけではない。薬師如来の裳懸座に垂れ下がっている衣紋と呼んでいるのではないだろうか。中国仏像の場合、「北魏の金銅仏が纏った着衣の裾が鋭くかつ波状的に翻る容態」と表現されている。また、武则天の顔を象つたという、龍門石窟の盧舍那仏については「二輪一輪の同心円式の衣紋」が報告されている。それに対して、

日本の場合はどうだろうか。法隆寺金堂に即していえば、「六号壁如来像の裳裾も蓮華座の上にそれ自体で生動的な渦文を連続させている」と注視されており、釈迦三尊像本尊へ視線を移しても「大きく波打った衣文は深く刻まれシャープであり」と報告されている。

一方、八九六年の制作の棲霞寺阿弥陀三尊像について「衣文線がつくる同心円状の構図のみが目立ち」という説明がある。大陸の造仏様式が列島に伝わってきた際に、衣紋を水に関するイメージに見立てて作り上げてゆく審美眼が着実に受け継がれているのである。

さて、薬師如来像を観察すると、光背の「蓮華唐草文帯内を波状にうねる蓮茎」や「水波文で、下框および台脚部天板の上面に認められる。四隅に渦巻をおき、四辺に水波の拡がつてゆくさまをあらわす」などの如き意匠が報告されている。それに加えて、入念に左手の下における衣紋を凝視すると楕円の同心円も認められる。したがって、文字と彫刻との間に共鳴関係をなしており、このように、願主である先帝の冒頭文字「池」に基づいて彫刻芸術の共演が立体的に行われていたといえよう。

なお、光背の表面に円と字が同時に描かれている類例として想起できるのは九州の石仏である。例えば、白杵の九軀の阿弥陀に焦点を当てると、「中尊の光背は、大きな舟形光背の中に円光を容れ、舟形光と円光との内部にはそれぞれ朱または墨をもつて円圏を描き、その中に梵字が書かれていたようである」と報告されている。円内

に文字を埋めるようなやり方は、「禪宗で、人の心に本来備わっているさとりを示すために、象徴として描く円。円のなかに文字や記号をかいて、心の働きや、さとりの階程を表わすこともある」概念に該当する。それと異なつて、本銘は同字を目印にして描くべき円に暗示を与えているのみである。

二つ目の修辭法に関しては、何度か抄写しているうちに、筆者はある現象に気が付いた。その文字の相対位置の順序がある法則によつて支配されているということである。仮にAとG及びaとgを付けておこう。

池邊大宮治天下天皇大御身勞賜。時歲次丙午年，召於大王天皇与太子，而誓願：「賜我大御病太平，欲坐故，將造寺、薬師像，作仕奉詔！」

然、當時崩。賜・造不堪者，小治田大宮治天下大王天皇及東宮聖王大命受賜，而歲次丁卯年仕奉。（傍線筆者）

「然」字以前を第一段落と区切り、それ以降を第二段落とすれば、第一段落における七箇所の登場順番が、そのままごとに第二段落において繰り返されている。第一段落における「作仕奉詔」は、ただ口頭命令のレベルにとどまっているのに対して、第二段落における「仕奉」は竣工に達している。先帝が歩んだ道のりを、推古天皇



図5 前波と後波

と聖徳太子は一步も疎かにせず忠実に追隨してゆくという姿勢を遠回しに言っているのである。もし冒頭字の「池」を重視して、如上の文字配列の技巧を波紋と見なせば、AとGは前波となり、aとgは後波となるだろう。

そうした十四箇所の波浪が、衣紋の「波」とともに「池辺」天皇に捧げるモノとして献上されたら、極めて意味深長である。それを支える修辞法を洗い出す際に、宗廷虎（他著）『中国集句史』<sup>207</sup>を参照する必要がある。それによれば、「古人或いは前人の成句を集引する方法を運用して詩篇を書けば集句詩である。この方法は『集句』法である」と定義つけられている。そして、魯哀公の「誄孔子」が集句の最古の作という。ただ見過ごしてはならないのは、伝統的な『集句』とはやや趣を異にした発展である。それは、薨じた魏王曹操のために後漢の献帝が以下のような詔を渙発したことである。それぞれアルファベットを付けてみよう。

誄孔子・旻天不弔。不愍遺老、俾屏余一人以在位。瑩瑩余在疚。嗚呼、哀哉尼父。無自律。<sup>(D)</sup>（旻天弔ます。愍らく一老を遺し、余一人を屏ひて以て位に在らしめず。瑩瑩として余、疚に在り。

嗚呼、哀しいかな尼父。自ら律するところ無し<sup>(208)</sup>

漢献帝の詔・魏太子丕・（前略）天不愍遺老、永保余一人、

早世潛神、哀悼傷切。丕奕世宣明、宜秉文武、紹熙前緒。今使

使持節御史大夫華歆奉策詔授丕丞相印綬、魏王璽紱、領冀州牧

方今外有遺虜、遐夷未賓、旗鼓猶在邊境、干戈不得輟刃、斯乃

播揚洪烈、立功垂名之秋也。豈得脩諒闇之禮、究曾、閔之志

哉？（下略）（魏太子丕・（前略）天一老を遺して、永く余一人

を保るを愍はず、早世神潛せしこと、哀悼傷切なり。丕よ、奕世す

ともここに宣明す、文武を秉つて、前緒を紹ぎ熙むべし。今、持節

たる御史大夫華歆に策詔を奉じさせ、丕に丞相の印綬、魏王の璽紱

を授け、冀州牧を領せしむ。今に方るも外には遺虜有り、遐夷未だ

つきしたがはず、旗鼓猶邊境に在り、干戈刃を輟め得ず、斯れ乃ち

洪烈を播揚し、功を立て名を垂る秋なり。豈に諒闇の礼を脩め、

曾・閔の志を究めんことを得ん哉（下略）<sup>(210)</sup>（傍線筆者）

誄孔子における（A）と（E）という順序が、献帝の（a）と（e）の構文のなかで忠実に取り入れられている。誄を見ると、二字・三字・四字のみならず、僅か一字（D）（E）だけでもよいから献帝によって追跡されているのである。先行テキストを集めて引く場合、いずれも前後の相対的な文字順序を重視するような姿勢を見せている。そのうち、一字を（集字）と、二字以上の文字列を

〈集詞〉ないし〈集句〉と定義し直すことができる。

本銘の執筆者が先帝の誓願を述べておいてから、推古女帝らの満願を書き綴る際に〈集〉の技法が取り入れられた可能性が高い。なぜなら、文字数としては図5におけるAとGとaとgという〈集〉

関連の十四字分は、猷帝による詔の十一字分に匹敵する。〈集字〉に即していえば、大、賜、年という三箇所に現れているが、猷帝の

二箇所（在、哉）を更に強化した結果であろう。したがって、〈集字〉の技巧を抜きにしては本銘の成立は考えられない。いざ天皇の崩御と次の世代がどのように先帝を偲ぶのかという前後関係の骨組みを纏める際に、先行した死者（素王とされる孔子、魏王）のための散文に用いられた修辞技巧を甦らせたものと推断できる。

本銘の執筆者を見極めるためには、管見によると『万葉集』巻二を重視すべきである。岡田喜久男の論文を読むと、次の二首が注目に値する。

1 4 1	磐白乃	浜松之枝乎	引結	真幸有者	亦還見武
1 4 3	磐代乃	崖之松枝	將結	人者反而	復將見鴨

（圈点原著者）

岡田によれば、「圈点を付した部分が、あきらかに踏まえた歌い方になっている。後人追和の歌が前歌に縛られるのは当然であるに

しても、これは明かに似せて作られたものである」（傍点原著者）という。しかし、言葉ではなく、もう少し漢字そのものの絶対的および相対的な位置関係を重視したい。アルファベットを付け直す、以下の通りになるだろう。

有間皇子自傷結松枝歌

1 4 1 磐白乃 濱松之枝乎 引結 真幸有者 亦還見武（磐代の 浜松が枝を ひき結び ま幸くあらば またかへり見む）

長忌寸意吉麻呂見結松哀咽歌

1 4 3 磐代乃 崖之松枝 將結 人者反而 復將見鴨（磐代の 崖の松が枝 結びけむ 人はかへりて また見けむかも）

1 4 1 番歌におけるAとGの順序が1 4 3 番歌のaとgという順序で誤りがなく踏襲されている。題詞からすれば、落命した有間皇子のために、意吉麻呂がわざわざ事件が発生した遺跡を訪れて心を痛めていたことが分かる。脱稿する前に、漢文学の一つの伝統として、死王のために作った哀悼の文類に〈集字〉が用いられている点や意識にのぼった場合、作者の脳裏にその技巧を七箇所へと遍在させる方針が固められたのではないかと推測できる。

本銘の執筆者は、後漢の皇帝が残した〈集〉の詔書に詳しい人物に疑いない。原稿作成のために依頼された人物として、まず「漢の

帝室の後裔とする「東漢」(ルビは引用者)氏の一支族である「長氏」<sup>214</sup>という家系から出た長意吉麻呂ではないかと考えられる。その理由は以下の二点にある。

①〈集字〉の技法に長けていること。前述の通り、皇子に捧げるべく七箇所〈集字〉したという特徴的な修辞法を導入した。のみならず、『万葉集』3827番歌「一二之目 耳不有 五六三 四佐倍有来 雙六乃佐叡」(一二の目 のみにはあらず 五六三 四さへありけり 双六の采)を見ても、「有↓六↓佐」の三字が繰り返されてる。一首内部における前後相互の〈集字〉関係も認められる。

②交錯配列法に堪能なこと。『万葉集』57番歌「引馬野尔 仁保布榛原 入乱 衣尔保波勢 多鼻能知師尔」(引馬野に にはふ榛原 入り乱ひ 衣にははせ 旅のしるしに)を見ると、五回交錯配列法が認められる。『万葉集』238番歌「大宮之 内二手所聞 網引為跡 網子調流 海人之呼聲」(大宮の 内まで聞こゆ 網引きすと 網子ととのふる 海人の呼び声)を眺めても、四回交錯配列法が観取できる。

〈集字〉と交錯配列法を兼有するという条件で調べた結果、意吉麻呂が浮上してきた。換言すれば、同様な執筆方法が認められるからには、本銘は意吉麻呂による意匠の結晶であろう。238番歌が六九九年、143番歌が七〇一年、57番歌が七〇二年に製作した<sup>215</sup>というわけだから、二大修辞法が相まって完全に成熟したのは、

七〇二年以降になるだろう。なお、彼は六四二年誕生であり、七一年までは存命中と推測されている。したがって、本銘の成立の幅は七〇二〜七一年の間に狭まるのではないかと推定できる。

図2の二箇所と図3の二箇所と図4の三箇所および図5の十四箇所は、すべて「池」に因んで演出された同心円・渦・波などの連続である。合計すると全部で二十一箇所となる。しかし、これは無意味な数字ではあるまい。そもそも本銘には、発願年が「丙午」であり、完成年が「丁卯」とある。その期間について、「二十年前」または「経廿二年」<sup>218</sup>と認識するよりも、「崩後二十一年」<sup>219</sup>という精確な数え方に従うべきである。二十一年ほど長引いた理由については、「二十一年忌」<sup>220</sup>に関連付けて造営されたのだろうか。あるいは、西田長男「日本書紀の仏教伝来の記事」<sup>221</sup>によると、「用明天皇紀、二年の条の崇仏・排仏二派の拮抗の記事が歴史的事実であつたのをいふものであるまいか。即ち当時にあつては排仏派の勢力未だ強く造寺・造仏の挙の容易に行はれ難かつたことを意味するものと考へられないであらうか」という推測がある。少なくとも仏像の造立が崇仏派の最終的な勝利を取めた段階に、二十一年と緊密に呼応するようには、本銘の執筆者が字配りのレベルでちょうど二十一箇所の伏線を敷くべく、心血を注いでいたと見るべきだろう。

五 おわりに

以上の議論を踏まえて、『日本国見在書目録』所収の漢籍や漢訳  
 仏典・金石文・漢簡などから問題句の用例を拾ってみた。出所の年  
 代を付け加えて、次のように一覧表に纏めた。

表 3 用例の年代別一覧

問題の漢字列	漢籍の用例 『日本国見在書目録』所 収書に実例又は類例(括 弧)あり	それ以外の書物に実例又 は類例(括弧)あり
(1) 大御	6世紀:大御伯、大御正	紀元前:大御獸、10世紀: 大御與など
(2) 勞賜	3世紀:勞賜	漢代:勞賜、13世紀:勞 賜
(3) 誓願賜我		(5世紀:誓願:“願我~”、 願賜我身)
(4) 欲坐故		5世紀:欲坐故
(5) 將造寺藥師像作仕奉詔	(7世紀:矯作禪讓之詔)	7世紀:造藥師像
(6) 仕奉	(4世紀:事奉)	唐代:仕奉 (5世紀:奉事。7世紀: 奉仕)
(7) 當時崩賜造不堪者	6世紀:有必不堪者七	(宋代:當時湯既崩) (16世紀:造作不完、不 堪并被盜者。17世紀:造 作不堪者)
(8) 大命受賜	紀元前:大命  (7世紀:受賜之命)	(漢代:忽受賜口帛絮)

「故」という「仏教漢文」<sup>222</sup>の部分があっても、基本的に正格漢文  
 の性格が浮上した。筆者なりに訓釈の試案を作成したが、大方の叱  
 正を仰ぐ次第である。

次に、本銘において止撰の韻字がややもすると句首と句尾に多く  
 現れていることを突き止めた。冒頭の「池」に繋がりを持つ韻字を  
 多用する傾向と、同一センテンスにおける首尾の二字がともに連続  
 的に韻を踏んでいることも明らかにした。この補助線を通じて、  
 正格漢文説をいよいよ復権させないわけにはいかない、という結論  
 に到達した。

最後に、二つの修辭格からアプローチした。一つ目は、「大」  
 「天」という二字が執筆者の愛字であることを発見した。その十二  
 回ほど繰り返している主旋律は、唐詩の修辭法を通して検討した。  
 本銘第一行では、王維の名詩の A B B A という交錯配列法の構造  
 が取り入れられている。また、第二行では A B A という交錯配列  
 法が強化されている。更に掉尾の二行でも A B A B A 交錯配列法  
 が深化されている。そうした十二回の錯綜は、交錯配列法に基づい  
 て発展された結果であることは疑いの余地がない。二つ目は、前半  
 の「大宮治天下」「天皇」「大」「賜」「歳次」「年」「仕奉」の七箇所  
 が後半でそのまま繰り返されているという現象に気付いた。魯哀公  
 の「誅孔子」という「集句」の濫觴<sup>らんしょう</sup>作を踏まえて創作された後漢  
 の献帝の詔を検討したところ、原作の字配りの順番を追いかけるよ



うな（集句）とともに（集字）という技巧も用いられている。「薬師銘がある意図のもとに撰文され、追刻された後世の造作である」<sup>(23)</sup>とするならば、追刻において（集）の修辞法と交錯配列法を自在に運用できる長忌寸意吉麻呂がその任に堪える宮廷歌人として撰文を依頼されたに違いない。そうした想定に差し支えがなければ、本銘は八世紀初期に脱稿したものと考えられる。要するに、駆使されていた修辞法を重視すれば、福山説を下方修正せざるをえないのである。

以上、字義・字音・修辭という三つの側面から総合的に検証してみると、本銘は八世紀第一四半期にほぼ純漢文体で執筆されたものであることが改めて確かめられる。

後注…日本の読者を想定して、本論を執筆した。そのため、できるだけ日本通用の漢字で示した。ただし、原文尊重主義を貫く必要もある。したがって、用例を引用する際に、「」をつけたいえ、繁体字で原文を示し、日本通用の漢字で読み下し文を示した。論点を引用する際には、すべて日本通用の漢字を使い、かなは歴史的仮名遣いで通した。また、返り点の代わりに、読み下し文を添えた。なお、特に重要なところに限ってルビを付した。本稿は真理大学「外国語文教学与跨文化研究」国際学術シンポジウム（二〇一六年五月七日）と大葉大学応用言語学系学術研究会（二〇一七年四月二十九日）での口頭発表、並びに国文学研究資料館「第40回国際日本文学研究集会」（二〇一六年十一月二十日）と輔仁大学日本語文学系暨台湾日本語文学会国際学術研究会「日本語文学研究と社会との連携」（二〇一六年十二月十七日）で

のポスター発表を補訂したものである。また台湾行政院科技補助專題研究計畫 (MOST105-2410-H-130-037-) による研究成果の一部でもある。

注

- (1) 国指定文化財等データベース ([https://kunsichonkango.jp/bs/index\\_pchtml](https://kunsichonkango.jp/bs/index_pchtml))。二〇一八年六月二十五日現在。
- (2) 小酒井儀三「法隆寺金堂所在銘文私攷」〔夢殿〕一九三五年六月、一二三頁。
- (3) 奈良国立文化財研究所飛鳥資料館（編）『飛鳥・白鳳の在銘金銅仏』（一九七九、京都…同朋舎、四一〜四八頁）。
- (4) 三上参次（他著）『日本文学史・上』（二八九〇、東京…金港堂、六五頁）。
- (5) 三上参次（他著）『刪定日本文学史』（一九〇二、東京…金港堂、五頁）。
- (6) 武島又次郎（述）『日本文学史』（一九〇七、東京…早稲田大学出版社、三八頁）。
- (7) 白川静『漢字百話』（二〇〇二、東京…中央公論新社、二四五・三三二頁）。
- (8) 萩野由之『日本文学史』（一九一五、東京…修学堂、一一頁）。
- (9) 有精堂編集部（編）『時代別日本文学史事典 上代編』（一九八七、東京…有精堂、一五七頁）所収。
- (10) 注9所収、一六二〜三頁。
- (11) 中西進（編）『日本文学新史 古代I』（一九九〇、東京…至文堂、二八一頁）所収。なお、中西進（編）『日本文学新史 古代I』（『国文学解釈と鑑賞 別冊』一九八五年十月、一六四頁）という初出形態に従って誤りを訂正した。
- (12) 注9所収、四九五頁。

- (13) 「朝日新聞」二〇一〇年十一月二日。記者成川彩「金石文や木簡読み解き 伝えるメッセンジャー 紫綬褒章奈良大教授・東野治之さん」。
- (14) 石田尚豊(編)『聖徳太子事典』(一九九七、東京：柏書房、四八四頁)所収「聖徳太子関係銘文史料」。
- (15) 築島裕『国語学要説』(一九五九、東京：創元社、一三三頁)。
- (16) 『国風暗黒時代の文学 上——序論としての上代文学』(一九六八、東京：塙書房、七四頁)。小川伸之「法隆寺金堂本尊について」(『史学』一九七〇年五月、一〇七頁)にも、「一見、その文体などはかなり異った印象を受けるけれども、なかなか立派な出来ばえである」とある。
- (17) 西宮一民『日本上代の文章と表記』(一九七〇、東京：風間書房、二三頁)に「和文体……日本語でしか読めない文体」という定義がある。
- (18) 「語順・敬語・助辞の三方面において和臭が見られる和化漢文体」という定義(徳光久也「漢字専用時代の文体——上代日本文学史の研究から」(『文学論藻』一九六〇年六月、三頁))も知られる。
- (19) 春日政治『仮名発達史序説』(一九三三、東京：岩波書店、四七・一〇頁)。
- (20) 和田利彦(編)『上代日本文学講座 第三卷 特殊研究篇(下)』(一九三四、東京：春陽堂、一三二頁)所収。
- (21) 一九六四、東京：南雲堂桜楓社、一一八〜一九頁。
- (22) 児玉幸多(編)『図説日本文化史大系 第二卷 飛鳥時代』(一九五七、東京：小学館、二二九頁)所収。
- (23) 注22。
- (24) 小島憲之『上代日本文学と中国文学 上——出典論を中心とする比較文学的考察』(一九六二、東京：塙書房、二二九頁)。
- (25) 小島憲之(他参加)『座談会日本の歴史(三)『古代国家の成立』をめぐって(上)』(『日本歴史』一九六六年八月、一一頁)。
- (26) 岡田正之『近江奈良朝の漢文学』(一九四六、奈良：養徳社、三三三頁)。
- (27) 乾善彦「書評・小谷博泰著『木簡・金石文と記紀の研究』」(『万葉』二〇〇七年十二月、四八頁)。
- (28) 京都帝国大学文学部史学科(編)『紀元二千六百年記念史学論文集』(一九四一、京都：内外出版印刷、二二六・二二七頁)所収「法隆寺金堂薬師如来像管見」。
- (29) 山口佳紀(編)『講座日本語と日本語教育 五 日本語の文法・文体(下)』(一九八九、東京：明治書院、八頁)所収。
- (30) 高岡市万葉歴史館(編)『聖武天皇の時代』(二〇一三、高岡：高岡市民文化振興事業団高岡市万葉歴史館、一三三頁)所収「聖武天皇の時代にみる文章の特色——文体の面から」。
- (31) 平川南(編)『古代日本の文字世界』(二〇〇〇、東京：大修館、一三〇頁)所収。
- (32) 皮明麻『武漢史稿』(一九九二、北京：中国文史、二二頁)。
- (33) 北周・庾信(撰)清・倪璠(注)許逸民(校点)『庾子山集注』(一九八〇、北京：中華書局、七九八頁)。
- (34) 龔延明『中国歴代職官別名大辞典』(二〇〇六、上海：上海辞書、五二頁)。
- (35) 小長谷恵吉『日本国見在書目録解説稿』(一九三六、国立……にたち本の会、二〇頁)。
- (36) 黄永年(編)『二十四史全訳 旧唐書』(二〇〇四、上海：漢語大詞典、五一頁)。
- (37) 宋・李昉(他奉勅撰)『太平御覽』(景印文淵閣四庫全書八九四、一九八六、台北：台湾商務、一五九頁)。
- (38) 宋・洪興祖(撰)白化文(他点校)『楚辭補注』(一九八三、北京：中華書局、二七三頁)。
- (39) 黄永年(編)『二十四史全訳 新唐書』(二〇〇四、上海：漢語大詞典、三八頁)原文…『皇帝所乘馬車』。
- (40) 宋・李昉(他奉勅撰)清・阮元(校)『太平御覽』(二八一八、歙：鮑崇城、一〇九卷、九b頁)。

- (41) 鄭松炎『六朝怪談 另類解読《幽明録》』(二〇一二、北京・中央広播電視大学出版社、五六頁)原文・「唐、宋類書引用古籍時往往都有刪節」。
- (42) 吉野政治「語にあらわれた発想の相違による和習——上代における「御」という字の敬語接頭辞用法について」(『同志社国文学』一九八〇年一月、六二頁)。
- (43) 柏樺(編)『慶祝王鍾翰教授八十五暨韋慶遠教授七十華誕學術論文合集』(一九九九、合肥・黄山書社、五九四頁)所収周潤年「歴代噶瑪巴活仏与中央政府的關係」。
- (44) 中華書局(編)『清実録第九冊高宗純皇帝実録(一)』(一九八五、北京・中華書局、一八四頁)。
- (45) 宋・楊万里『楊万里詩文集 上』(二〇〇六、南昌・江西人民、六〇四頁)。
- (46) 清・廖志灝(撰)『燕日堂録』(四庫禁燬書叢刊集部一三三、二〇〇〇、北京・北京出版社、一一二頁)所収。
- (47) 小松英雄「法隆寺金堂薬師仏造像銘札記」(『愛文』一九九三年一月、三頁)。
- (48) 犬飼隆の主張、注31、一三〇～一頁。
- (49) 諸橋轍次(他著)『広漢和辞典 上巻』(一九八一、東京・大修館、三九五頁)。
- (50) 中国社会科学院考古研究所(編)『居延漢簡甲乙編下』(一九八〇、北京・中華書局、一六頁)。
- (51) 馬飛海(編)『中華錢幣論叢』(一九九六、上海・上海書店、三〇頁)原文・「我們看到賞、賜、勞三種用錢方式的性質基本相近、有了功勞或苦勞、就会有賞賜、特別「勞賜」二字連用、很能說明問題」。
- (52) 曹海東(注)『新訳曹子建集』(二〇〇三、台北・三民、二七八～九頁)『魏曹植集』は前掲『日本国見在書目録』(注35、二〇頁)に載録されている。
- (53) 許嘉璐(編)『二十四史全訳 三国志』(二〇〇四、上海・漢語大詞典、五四八頁)。
- (54) 和田清(他編訳)『魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝』(一九五一、東京・岩波書店、五〇頁)。
- (55) 一九八七、東京・雄山閣、四九四頁。
- (56) 李修生(編)『二十四史全訳 元史』(二〇〇四、上海・漢語大詞典、二八三二頁)。
- (57) 白川静『字通』(一九九六、東京・平凡社、八六七頁)。
- (58) 松村明『国語史概説』(一九七二、東京・秀英、六八頁)。
- (59) 緒方惟精『日本漢文学史講義』(一九六一、東京・評論社、一六頁)。
- (60) 寇才質(撰)『道德真經四子古道集解』(無求備齋老子集成初編三九、一九六五、台北・芸文、五b頁)。
- (61) 聖普『聖普鈔』(高楠順次郎(他編)『聖徳太子御伝叢書』(一九四二、東京・金尾文淵堂、四六〇頁)所収)。
- (62) 小松英雄『日本語書記史原論』(一九九八、東京・笠間書院、一三二頁)。
- (63) 青木和夫(他校注)『続日本紀 一』(一九八九、東京・岩波書店、六二頁)。
- (64) 浅野清(他著)『奈良の寺 法隆寺 一』(一九七九、東京・岩波書店、四頁)所収秋山光和「玉虫厨子・橘夫人厨子の絵画」。
- (65) 大蔵経刊行会(編)『大正新修大蔵経 第十六冊 経集部三』(一九八三修訂版、台北・新文豊、三五六頁)所収。
- (66) 一八八九、東京・法苑珠林出版社、二〇b頁。
- (67) 注65所収、三五七頁。
- (68) 「法隆寺金堂薬師・釈迦像光背の銘文について」(『仏教芸術』一九五〇年五月、七〇～七一頁)。
- (69) 「本邦上代仏教の一形態——法隆寺金堂薬師仏像銘文偽作説批判」(『龍谷大学論集』一九四九年十二月、六〇頁)。
- (70) 上代文献を読む会(編)『古京遺文注釈』(一九八九、東京・桜楓社、一八頁)。
- (71) 乾善彦「古代造仏銘考」(『国語と国文学』二〇〇一年十一月、二一九頁)。

- (72) 大日本統藏經第一輯第四十九套第五冊、一九〇八、京都・藏經書院、三九四a頁所収。
- (73) 王繼紅『基於梵漢對勘的阿毘達磨俱舍論語法研究』(二〇一四、上海・中西書局、一八三頁) 原文:「梵語中的名詞 *artha* 意為“目的”, 以 *artha* 結尾的不變狀複合詞常常表示動作行為的目的。這種語法意義在漢譯本中是由“為……故”或“欲……故”結構來對訳的。」
- (74) 二〇一四、北京・宗教文化、一五七頁。ちなみに、七三六年の文書に「大智度論一百卷」(東京帝国大学文学部史料編纂掛(編)『大日本古文书七』(一九〇七、東京・東京帝国大学文学部史料編纂掛、八五頁))が記録されているため、上代人にとって馴染みの漢訳仏典の一つである。
- (75) 国民文庫刊行会(編)『国訳大藏經 論部 第一卷』(一九二七再版、東京・国民文庫刊行会、二八三頁) 所収。
- (76) 小島憲之(他校注・訳)『日本書紀 二』(一九九六、東京・小学館、五〇四〜五頁)。
- (77) 二〇〇二、香港・商務印書館、六一・六四頁。原文:「敦煌尊像画中, 如果從諸仏繪製的数量上看, 除千仏外, 单体像最多的是東方淨琉璃世界的教主藥師琉璃如来, 即常説的藥師仏。」
- (78) 会津八一『法隆寺・法起寺・法輪寺建立年代の研究 一』(一九三三、東京・東洋文庫、一八六頁)。
- (79) 注78、二二六頁。
- (80) 長谷川誠『法隆寺金堂釈迦三尊像の莊嚴意匠について』(駒沢女子大学研究紀要)一九九四年十月、八六頁。
- (81) 浅野清(他著)『奈良の寺 法隆寺 一』(一九七九、東京・岩波書店、六頁) 所収 柳澤孝「金堂の壁画」。
- (82) 注31所収、一二八頁。
- (83) 二〇〇五、東京・笠間書院、一一七〜八頁。
- (84) 西條勉(編)『書くことの文学』(二〇〇一、東京・笠間書院、四四頁)
- (85) 唐・釈神会(著) 胡適(校)『神会和尚遺集』(一九六八、台北・胡適紀念館、二六一〜二頁) 所収「菩提達磨南宗定是非論」。
- (86) 水野清一(他著)『龍門石窟の研究・河南洛陽』(一九四一、東京・座右宝刊行会、二六四頁)。
- (87) 注86、二六五頁。
- (88) 注21、一一八頁。
- (89) 『呉稚暉全集卷十日記書信筆記 二』(二〇一三、北京・九州、二四頁)。
- (90) 注35、八頁。
- (91) 許嘉璐(編)『二十四史全訳 晋書』(二〇〇四、上海・漢語大詞典、一三三八頁)。
- (92) 二〇一三、北京・現代、一六六頁。
- (93) 大藏經刊行会(編)『大正新修大藏經 第五十冊 史伝部 二』(一九八三修訂版、台北・新文豊、一一〇〜一頁) 所収。原文:「於佛法中已得信心」「王遇病知已必亡涕泣不樂」「正欲願我將來生處心得自在速成聖果」「便作詔書以齒印付與輔相羅提龜提」「於是氣絕遂使命終」。
- (94) 東京大学史料編纂所(編)『大日本古文书編年之二十四(補遺一)』(一九七〇、東京・東京大学出版会、五三三頁)。
- (95) 注70、一六五頁。
- (96) 青木和夫(他校注)『続日本紀 三』(一九九二、東京・岩波書店、六四〜六五頁)。
- (97) 「香椎瀉」一九七五年十月、七頁。
- (98) 二〇一二、北京・北京大學出版社、五九三頁。
- (99) 「上智大学国文学科紀要」二〇一五年三月、一四六頁。
- (100) 清・宗仰上人(編)『頻伽大藏經 第一二五冊』(二〇〇〇、北京・九州圖書、五四六頁) 所収。なお、元興寺の律師が九一四年に提出した章疏目錄のなかに、智雲(述)『法華文句私志記十五卷』(東京帝国大学文学部史

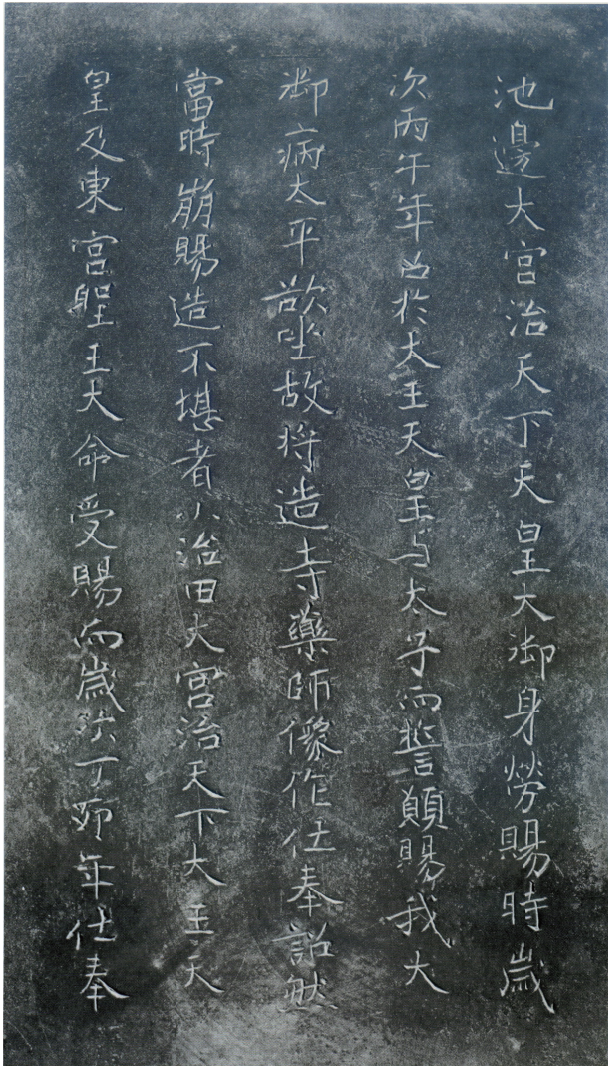
- 料編纂掛(編)『大日本史料第一編之四』(一九二六、東京:東京帝国大学文学部史料編纂掛、六六一頁)が挙げられている。
- (101) 「創造週報」一九三三年六月二十三日、一頁。
- (102) 郁達夫『中国人的出路』(二〇一三、西安:陝西人民、二二頁)。
- (103) 狩谷望之(編)『古京遺文』(一九九三、東京:随筆集誌、七頁)。
- (104) 羅竹風(編)『漢語大詞典第一卷』(一九九〇、上海:漢語大詞典、一三一—四頁)。
- (105) 注99、一四九頁。
- (106) 注35、一〇頁。
- (107) 石川忠久『詩経下』(二〇〇〇、東京:明治書院、一一二頁)。
- (108) 漢・毛公(伝)唐・孔穎達(他正義)周何(分段標点)『毛詩正義』(二〇〇一、台北:新文豐、一六〇八頁)。
- (109) 周盈科(編)『通假字手冊』(一九八八、南昌:江西教育、三三三頁)。
- (110) 注99、一五五—六頁。
- (111) 大藏経刊行会(編)『大正新修大藏経第十二冊 宝積部下 涅槃部全』(一九八三修訂版、台北:新文豐、三四二頁)所収。
- (112) 大藏経刊行会(編)『大正新修大藏経第三十七冊 經疏部五』(一九八三修訂版、台北:新文豐、三二六頁)所収。
- (113) 大藏経刊行会(編)『大正新修大藏経第四十五冊 諸宗部二』(一九八三修訂版、台北:新文豐、三七一頁)所収。
- (114) 東京帝国大学文学部史料編纂掛(編)『大日本古文书 卷之十七』(一九二七、東京:東京帝国大学文学部史料編纂掛、一三八頁)。
- (115) 国史大辞典編集委員会(編)『国史大辞典 第九卷』(一九八八、東京:吉川弘文館、九〇八—九〇九頁)。
- (116) 潘重規『敦煌变文集新書』(一九八三、台北:中国文化大学中文研究所、六二三—六一一、六二六—六一一、六一五頁)。
- (117) 黄征(他校注)『敦煌变文校注』(一九九七、北京:中華書局、五五六頁)。
- (118) 「敦煌本降魔变(牢度叉闍聖变)画卷について」(「美術研究」一九五七年三月、五三—六五頁)。
- (119) 楊家駱(編著)『小説与講唱文学(一)』(一九五三、台北:世界書局、七頁)原文:「因其由口述变为文字,故称「变文」」。
- (120) 二〇一〇、上海:上海古籍、一・三〇三—三〇七頁。原文「同素逆序詞」:「構詞語素序位互逆的同素詞,且以双音複合詞為主」。
- (121) 顯真(撰)『顯真自筆古今目錄抄——聖德太子伝私記 上卷』(一九三四、東京:荻野伸三郎)。国立国会図書館デジタルコレクション(<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1186784>)所収、六八頁。
- (122) 狩谷掖斎(著)長田権次郎(校訂)『上宮聖德法王帝説』(一九一〇、東京:裳華房、九八頁)。
- (123) 注47、五頁。
- (124) 注62、二六〇—一頁。
- (125) 神野志隆光(他校注・訳)『古事記』(一九九七、東京:小学館、三五六—七頁)。
- (126) 注62、二五七—八頁。
- (127) 矢田裕士「敬語の誤用法と過剰敬語の一考察」(「英語英文学研究」一九九六年十月、一〇二頁)。
- (128) 宋・程顥(他撰)『四庫家藏二程語錄集』(二〇〇四、濟南:山東画報、二〇四頁)。
- (129) 前田富祺(編)『国語文字史の研究二』(一九九四、大阪:和泉書院、三五頁)所収。
- (130) 注31所収、一二九頁。
- (131) 注22。
- (132) 東京帝国大学文学部史料編纂掛(編)『大日本古文书 卷之十二』(一九一八、東京:東京帝国大学文学部史料編纂掛、一五七頁)。
- (133) 大藏経刊行会(編)『大正新修大藏経第二十七冊 毘曇部二』(一九八三

- 修訂版、台北・新文豊、三三八頁）所収。
- (134) 畑昌利「[註]、『沙門果経』と阿闍世王」（『パリー学仏教文化学』二〇一〇年十二月、四頁）。
- (135) 梁・蕭統（撰）竹田晃（著）『文選 文章篇 中』（一九九八、東京・明治書院、二九七〜八頁）。
- (136) 李国祥（他編）『明実録類纂 河北天津卷』（一九九五、武漢・武漢、五三六頁）。
- (137) 江蘇省博物館（編）『江蘇省明清以來碑刻資料選集』（一九五九、北京・生活・讀書・新知三聯書店、三頁）所収。
- (138) 注 62、二六〇頁。
- (139) 注 28 所収、二二六頁。
- (140) 注 63、四頁。
- (141) 漢・鄭元（注）唐・賈公彦（疏）邱德修（分段標点）『周礼注疏』（二〇〇一、台北・新文豊、一三三二頁）。『周礼疏』は『日本国見在書目録』（注 35、三頁）に収録されている。
- (142) 羅竹風（編）『漢語大詞典第二卷』（一九八八、上海・漢語大詞典、二三四九頁）。
- (143) 一九五九、東京・大修館、七〇七頁。
- (144) 中国簡牘集成編輯委員会（編）『中国簡牘集成 標注本 第九冊 甘肅省内蒙古自治区卷 居延新簡一』（二〇〇一、蘭州・敦煌文芸、二四〇頁）。
- (145) 賈繼用『元明之際江南詩人研究』（二〇一三、濟南・齊魯書社、一五頁）。
- (146) 注 35、三頁。
- (147) 注 108、二一三五頁。
- (148) 注 17、三三三頁。
- (149) 一九九四、濟南・齊魯書社、三七五頁。
- (150) 上原真人（他編）『列島の古代史——ひと・もの・こと 六言語と文字』（二〇〇六、東京・岩波書店、五六頁）所収。
- (151) 『日本古代金石文の研究』（二〇〇四、東京・岩波書店、三頁）。
- (152) 注 151、四・二二頁。
- (153) 奈良県立橿原考古学研究所（編）『橿原考古学研究所論集 第十六』（二〇一三、東京・八木書店、一六六頁）。
- (154) 注 35、六頁。
- (155) 続修四庫全書編纂委員会（編）『続修四庫全書 經部 小学類 二五〇』（一九九五、上海・上海古籍）所収。
- (156) 『文学』一九六八年七月、一五頁。
- (157) 一九六二訂正版、東京・東京堂、九六二頁。
- (158) 『万葉以前 上代びとの表現』（一九八六、東京・岩波書店、一七頁）。
- (159) 方孝嶽『漢語語音史概要』（一九七九、香港・商務印書館香港分館、七九頁）原文・『等韻家把《広韻》の韻部帰納為十六箇韻撰、對於原来《切韻》の系統也是符合的。十六撰就可以代表中古韻母大系。』
- (160) 黄典誠『黄典誠語言学論文集』（二〇〇三、厦門・厦門大学出版社、三四頁）原文・『經過韻図家的分析，《切韻》首先分為十六撰。』
- (161) 注 159、八六〜八七頁。
- (162) 向熹『簡明漢語史（上）』（一九九三、北京・高等教育、六六〜六七頁）原文・『以下一些詩的韻脚是「《既醉》五章・時、子」。
- (163) 居思信『是“濁上變去”還是“上去通押”——与池曦朝、張伝曾二同志商榷』（『語言学通訊』一九八二年第四期、四六頁）原文・『杜牧《感懷詩》以“季、意、地、治、髓、尾、起、市、否、頌、魏、事、里、徵、擬、尾、賜、雉、已、委、恥、鬼、戲、寄、櫛、器、利、弛、悴、費、靡、子”為韻（略）。』
- (164) 小島憲之『国風暗黒時代の文学中（上）——弘仁期の文学を中心として』（一九七三、東京・塙書房、七七八頁）。
- (165) 二〇〇六、北京・社会科学文献、一八九頁。
- (166) 華鍾彦（編）『中國歴史文選』（二〇一一、瀋陽・遼寧人民、一一頁）。
- (167) 斎藤响『老子』（一九七九、東京・集英社、一四五頁）。
- (168) 李水海『帛書老子校箋評上』（二〇一四、西安・陝西人民、七二頁）

- 原文：「故、父韻。此也是首尾韻」。
- (169) 山口仲美『日本語の歴史』(二〇〇六、東京：岩波書店、四七頁)。
- (170) 乾善彦「日本における新出資料の増加と既存資料の見直し——新出資料から見えてくるもの」(『上代文学』二〇一一年四月、二〇頁)。
- (171) 堀井純二「法隆寺金堂薬師如来造像銘考」(『芸林』一九七四年十二月、二四三頁)。
- (172) 「夢殿」一九三五年六月、四九・五〇・五七頁。
- (173) 「国語と国文学」二〇〇〇年十一月、一〇頁。
- (174) 「史流」一九六七年二月、一八・九・一〇頁。
- (175) 注36、七八頁。
- (176) 注151、三五七頁。
- (177) 注84所収、四二〜四三頁。
- (178) 「弘前大学国史研究」一九九六年三月、一一頁。
- (179) 一九四九、京都：河原書店、一九二頁。
- (180) 注47、六頁。
- (181) 注62、二六六・二六九頁。
- (182) 注62、二六五頁。
- (183) 上原和『法隆寺を歩く』(二〇〇九、東京：岩波書店、一一九頁)。
- (184) 蘅塘退士(編)目加田誠(訳注)『唐詩三百首二』(一九七五、東京：平凡社、七六頁)。
- (185) 注184、七七〜七八頁。
- (186) 釈清潭(註解)『淵明・王維全詩集』(一九七八、東京：日本図書センター、三二八頁)。
- (187) 『管錐編』(一九七九、北京：中華書局、八五八〜九頁)。
- (188) 『管錐編』述説(一九九一、北京：中国友誼、四三八頁) 原文：「Y又句法作用是讓文字『錯綜』，行文『流動』」
- (189) Wilfred G. E. Watson, *Traditional Techniques in Classical Hebrew Verse* (Sheffield: Sheffield Academic Press, 1994), p. 340.
- (190) Wang Shiyu (王世鈺), "Chiasmic Structure in *The Rime of the Ancient Mariner*" (M.A. thesis, Fudan University, Shanghai, 2010), p. 4.
- (191) Lucius Harman, *Die grosse Rede des Timaios, ein Beispiel wahrer Rhetorik?* (Basel: Schwabe Verlag, 2017), p. 472.
- (192) 注70、三四四頁。
- (193) 注107、一七六頁。
- (194) 一九八九、北京：中国婦女、一二二頁。原文：「詩人運用了Y又句法構思謀篇，以『摹摹』近接梧桐，而以『離離』遙應鳳凰，這樣便使此詩的結構顯出『円』之特色」。
- (195) 復旦大学外文学院(編)『復旦外国語言文学論叢 研究生專刊』(二〇一〇、上海：復旦大学出版社、一二九頁) 原文：「而A B, B, A式雖不是幾何式的規矩円形，但首尾呼應，中間相連，結構自然不突兀，即含円之義，對此結構的使用正可以實現追求円的意圖」。
- (196) 『《学記》的教育理想国——看《学記》教我們如何說經』(二〇一四、北京：人民、八〇頁) 原文：「甲骨文  在「大」(人)  的頭上加一円圈指事符号 ，應該表示太陽」。
- (197) 趙超『石刻古文字識讀』(二〇〇六、北京：文物、一〇四〜五頁)。
- (198) 石川滿寿江「法隆寺金堂釈迦三尊の謎(一)：衣文を主として」(『大学紀要 第二分冊 家政系編』一九八四年三月、三一四頁)。
- (199) 徐潛(編)『中国著名石窟』(二〇一四、長春：吉林文史、一〇三頁) 原文：「二圈同心円式的衣紋」。
- (200) 山名伸生「日本彫刻史における古典的様式の成立」(『研究紀要』一九八四年三月、二三頁)。
- (201) 吉田進一「奈良・法隆寺」(九州龍谷短期大学紀要)一九九三年三月、一三七頁)。
- (202) 清水善三「日本彫刻史における転換期の様相：物理的量と視覚的量」

- 感)のあいだ」(「研究紀要」一九八八年三月、九頁)。
- (203) 町田甲一「法隆寺金堂薬師像の擬古作たることを論ず」(「国華」一九七二年十月、一六頁)。
- (204) 奈良六大寺大観刊行会(編)『奈良六大寺大観 第二卷 法隆寺二』(一九九九年補訂版、東京・岩波書店、三五頁)所収。浜田隆「薬師如来坐像(金堂)台座」。
- (205) 谷口鉄雄(他著)『日本の石仏』(一九五八、東京・朝日新聞社、一〇三頁)。
- (206) 日本大辞典刊行会(編)『日本国語大辞典 第三卷』(一九七三、東京・小学館、二八二頁)。
- (207) 二〇〇九、濟南・山東文芸、二・八〇九頁。原文:「運用集引古人或前人或句的方法来撰写詩篇者便是集句詩、而這種方法便是『集句』法」。
- (208) 晋・陳寿(撰)南朝宋・裴松之(注)『三国志』(一九七九、台北・鼎文、五七〇五八頁)裴注引袁宏『漢紀』。
- (209) 鎌田正『春秋左氏伝 四』(一九八一、東京・明治書院、一八四三頁)。
- (210) 葛飾戴斗(画)『絵本通俗三国志五編卷之九』(江戸時代、大阪・岡田茂兵衛、二八〇頁)を適宜参照した。
- (211) 「長忌寸意吉麻呂論」(『日本文学研究』一九八五年十一月、四頁)。
- (212) 鶴久(他編)『万葉集』(一九九三重版、東京・おうふう、七一・四九七・五七・八九頁)。
- (213) 鶴久『訳文万葉集』(一九九三、東京・おうふう、三三・四二四・二八・四七頁)。
- (214) 川上富吉「長忌寸意吉麻呂伝考」(「大妻女子大学文学部紀要」一九七一年三月、一〇頁)。
- (215) 土屋文明『万葉集年表 第二版』(一九八〇、東京・岩波書店、五四・六八・七一頁)。
- (216) 注214、一三・一一頁。原文:「その出生は皇極元年(642)」「養老二年頃まで意吉麻呂は生存していたことになろう」。
- (217) フランクベルナル(著) 仏蘭久淳子(訳)「法隆寺金堂西の間阿弥陀三尊像についての考察」(「日本研究」一九九八年九月、二二九頁)。
- (218) 高橋順次郎(他編)『聖徳太子御伝叢書』(一九四二、東京・金尾文淵堂、一一三頁)所収頭真(撰)『聖徳太子伝私記』。
- (219) 注70、二二頁。
- (220) 神宮司庁『古事類苑 礼式部 第二冊』(一九〇〇、出版地不明・神宮司庁、一四〇五頁)。
- (221) 「大倉山論集」一九五二年六月、一七九頁。
- (222) 金文京『漢文と東アジア——訓読の文化圏』(二〇一〇、東京・岩波書店、二〇二頁)。
- (223) 大西修也「再建法隆寺と薬師銘成立の過程」(「仏教芸術」一九八〇年十一月、三七頁)。





◆同光背銘文（同上注3、一三五頁より転載）



◆法隆寺金堂薬師如来坐像（『飛鳥・白鳳の在銘金銅仏』注3、一三四頁より転載）